- 6 公費の介護給付費明細書等に関する事項
- (1) 公費の請求が必要な場合における請求明細記載方法の概要
  - ① 介護給付費明細書又は介護予防・日常生活支援総合事業費明細書(以下「介護給付費明細書等」という。)で公費の請求を行う場合は、左表によるものとすること。

(表略)

② 2種類以上の公費負担医療の適用がある場合は適用の優先順(別表2を参照)に1枚目の介護給付費明細書等から順次公費負担医療の請求計算を行うこと。さらに、生活保護又は中国残留邦人等公費に係る介護支援給付の適用(様式第2で医療系サービスと福祉系サービスをあわせて請求する場合など)があれば、最後の介護給付費明細書等で生活保護又は中国残留邦人等公費に係る介護支援給付の請求額を計算すること。この場合、介護給付費明細書等は3枚以上になる場合があること。

なお、ここでいう公費負担医療には生活保護法の介護扶助、「被爆体験者精神影響等調査研究事業の実施について」(平成14年4月1日健発第0401007号)、「水俣病総合対策費の国庫補助について」(平成4年4月30日環保業発第227号環境事務次官通知)、「メチル水銀の健康影響に係る調査研究事業について」(平成17年5月24日環保企発第050524001号環境事務次官通知)、「茨城県神栖町における有機ヒ素化合物による環境汚染及び健康被害に係る緊急措置事業要綱について」(平成15年6月6日環保企発第030606004号環境事務次官通知)、「原爆被爆者の訪問介護利用者負担に対する助成事業について」(平成12年3月17日健医発第476号厚生省保健医療局長通知)による介護の給付、「原爆被爆者の介護保険等利用者負担に対する助成事業について」(平成12年3月17日健医発第476号厚生省保健医療局長通知)による介護の給付並びに特別対策(低所得者利用者負担対策)としての「障害者ホームヘルプサービス利用者に対する支援措置」も含むものとすること。

(2) 各様式と公費併用請求の関係 各様式ごとの公費併用請求組み合わせは左表のようになること (表略)

- 6 公費の介護給付費明細書等に関する事項
- (1) 公費の請求が必要な場合における請求明細記載方法の概要
  - ① 介護給付費明細書又は介護予防・日常生活支援総合事業費明細書(以下「介護給付費明細書等」という。)で公費の請求を行う場合は、左表によるものとすること。

(表略)

② 2種類以上の公費負担医療の適用がある場合は適用の優先順(別表2を参照)に1枚目の介護給付費明細書等から順次公費負担医療の請求計算を行うこと。さらに、生活保護又は中国残留邦人等公費に係る介護支援給付の適用(様式第2で医療系サービスと福祉系サービスをあわせて請求する場合など)があれば、最後の介護給付費明細書等で生活保護又は中国残留邦人等公費に係る介護支援給付の請求額を計算すること。この場合、介護給付費明細書等は3枚以上になる場合があること。

なお、ここでいう公費負担医療には生活保護法の介護扶助、「被爆体験者精神影響等調査研究事業の実施について」(平成14年4月1日健発第0401007号)、「水俣病総合対策費の国庫補助について」(平成4年4月30日環保業発第227号環境事務次官通知)、「メチル水銀の健康影響に係る調査研究事業について」(平成17年5月24日環保企発第050524001号環境事務次官通知)、「茨城県神栖町における有機ヒ素化合物による環境汚染及び健康被害に係る緊急措置事業要綱について」(平成15年6月6日環保企発第030606004号環境事務次官通知)、「原爆被爆者の訪問介護利用者負担に対する助成事業について」(平成12年3月17日健医発第476号厚生省保健医療局長通知)による介護の給付、「原爆被爆者の介護保険等利用者負担に対する助成事業について」(平成12年3月17日健医発第476号厚生省保健医療局長通知)による介護の給付並びに特別対策(低所得者利用者負担対策)としての「障害者ホームヘルプサービス利用者に対する支援措置」も含むものとすること。

(2) 各様式と公費併用請求の関係 各様式ごとの公費併用請求組み合わせは左表のようになること (表略)

(表)	(表)
3(1)2、4(1)2 (内容変更有)	3(1)2、4(1)2 (内容変更有)
3(1)3、4(1)3 (内容変更有)	3(1)3、4(1)3 (内容変更有)

3 (2) 2 0 (内容変更有)	3(2)20 (内容変更有)
3 (2) 2 1 (内容変更有)	3(2)21 (内容変更有)
3 (2) 2 2 (内容変更有)	3(2)22 (内容変更有)
3 (2) 2 3 (内容変更有)	3(2)23 (内容変更有)
3 (2) 2 4 (内容変更有)	3(2)24 (内容変更有)
3 (2) 2 5 (内容変更有)	3(2)25 (内容変更有)
3 (2) 2 6 (内容変更有)	3(2)26 (内容変更有)
6 (2) (内容変更有)	6 (2) (内容変更有)
別表 1 (内容変更有)	別表 1 (内容変更有)
別表 2 (内容変更有)	別表 2 (内容変更有)

3 介護給付費明細書記載に関する事項(様式第二及び第二の二及び第三から第七の二まで、並びに様式八から第<u>九の二</u>まで) (1)共通事項 ②サービス種類と介護給付費明細書様式の対応関係

4 介護予防・日常生活支援総合事業費明細書記載に関する事項(様式第二の三及び第七の三) (1) 共通事項 ②サービス種類と介護予防・日常生活支援総合事業費明細書様式の対応関係

区分	介護給付		予防給付		介護予防・日常生活支援総合事業	
	サービス種類	明細書様式	サービス種類	明細書様式	サービス種類	明細書様式
居宅サービス	訪問介護 訪問入浴介護 訪問リハビリテーション 居宅療養管理指導 通所介護 通所リハビリテーション 福祉用具貸与	様式第二	介護予防訪問入浴介護 介護予防訪問看護 介護予防訪問リハビリテーション 介護予防居宅療養管理指導 介護予防通所リハビリテーション 介護予防福祉用具貸与	様式第二の二	訪問型サービス(独自) 訪問型サービス(独自/定率) 訪問型サービス(独自/定額) 通所型サービス(独自/定額) 通所型サービス(独自/定率) 通所型サービス(独自/定額) その他の生活支援サービス(配食/定率) その他の生活支援サービス(配食/定率) その他の生活支援サービス(見守り/定率) その他の生活支援サービス(見守り/定額) その他の生活支援サービス(その他/定額)	様式第二の三
地域密着型サービス	夜間対応型訪問介護 地域密着型通所介護 認知症対応型通所介護 小規模多機能型居宅介護 (短期利用以外) 小規模後能型居宅介護 (短期利用) 定期巡回·随時対応型訪問介護看護 看護小規模多機能型居宅介護 (短期利用以外) 看護小規模多機能型居宅介護 (短期利用)		介護予防認知症対応型通所介護 介護予防小規模多機能型居宅介護 (短期利用以外) 介護予防小規模多機能型居宅介護 (短期利用)			
	短期入所生活介護	様式第三	介護予防短期入所生活介護	様式第三の二		/
	介護老人保健施設における 短期入所療養介護	様式第四	介護老人保健施設における 介護予防短期入所療養介護	様式第四の二		/
居宅サービス	介護医療院における 短期入所療養介護	様式第四の三	介護医療院における 介護予防短期入所療養介護	様式第四の四		
	病院・診療所における 短期入所療養介護	様式第五	病院・診療所における 介護予防短期入所療養介護	様式第五の二		/
地域密着型 サービス	認知症対応型共同生活介護 (短期利用以外)	様式第六	介護予防認知症対応型共同生活介護 (短期利用以外)	様式第六の二		/
居宅サービス	特定施設入居者生活介護 (短期利用以外)	様式第六の三	介護予防特定施設入居者生活介護	様式第六の四		/
	特定施設入居者生活介護 (短期利用) 	様式第六の七				/
地域密着型	地域密着型特定施設入居者生活介護(短期利用以外)	様式第六の三				/
サービス	地域密着型特定施設入居者生活介護 (短期利用)	様式第六の七				/
地域密着型 サービス	認知症対応型共同生活介護 (短期利用)	様式第六の五	介護予防認知症対応型共同生活介護 (短期利用)	様式第六の六		/
居宅介護支援 · 介護予防支援	居宅介護支援	様式第七	介護予防支援	様式第七の二	介護予防ケアマネジメント	様式第七の三
施設サービス	介護福祉施設サービス					/
地域密着型 サービス	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	様式第八				
施設サービス	介護保健施設サービス	様式第九				
	介護医療院サービス	様式第九の二				<u>/</u>

- 3 介護給付費明細書記載に関する事項(様式第二及び第二の二及び第三から第七の二まで、並びに様式八から第九の二まで)(1) 共通事項③介護給付費明細書様式ごとの要記載内容
- 4 介護予防・日常生活支援総合事業費明細書記載に関する事項(様式第二の三及び第七の三) (1) 共通事項 ③介護予防・日常生活支援総合事業費明細書様式ごとの要記載内容

様式	サービス提供年月	公費負担者・受給者番号	保険者番号	被保険者欄	請求事業者	居宅サービス計画	介護予防サービス計画	開始日・中止日等	(短期入所(利用)分)入退所(居)日等	(介護保険施設等分) 入退所(居)日等	基本摘要	給付費明細欄	事業費明細欄	(住所地特例対象者)給付費明細欄	(住所地特例対象者) 事業費明細欄	緊急時施設療養費	緊急時施設診療費	所定疾患施設療養費等	特定診療費	特別診療費	特別療養費	(限度額管理欄等を含む)請求額集計欄	請求額集計欄	等に入所者介護(予防)サービス費	社会福祉法人による軽減欄
様式第二	0	0	0	0	0	0		0				0		0								0			0
様式第二の二	0	0	0	0	0		0	0				0		0								0			0
様式第二の三	0	0	0	0	0		0	0					0		0							0			0
様式第三	0	0	0	0	0	0			0			0										0		0	0
様式第三の二	0	0	0	0	0		0		0			0										0		0	0
様式第四	0	0	0	0	0	0			0			0				0					0	0		0	
様式第四の二	0	0	0	0	0		0		0			0				0					0	0		0	
様式第四の三	0	0	0	0	0	0			0		0	0					0			0		0		0	
様式第四の四	0	0	0	0	0		0		0		0	0					0			0		0		0	
様式第五	0	0	0	0	0	0			0			0							0			0		0	
様式第五の二	0	0	0	0	0		0		0			0							0			0		0	
様式第六	0	0	0	0	0					0		0											0		$\vdash$
様式第六の二	0	0	0	0	0					0		0											0		$\vdash$
様式第六の三	0	0	0	0	0					0		0										0			$\vdash$
様式第六の四	0	0	0	0	0				_	0		0										0		$\sqcup$	
様式第六の五	0	0	0	0	0	0			0			0										0			
様式第六の六	0	0	0	0	0		0		0			0										0			
様式第六の七	0	0	0	0	0	0			0			0										0			$\vdash$
様式第七	0	0	0	0	*1							0												igspace	
様式第七の二	0	0	0	0	*2							0													
様式第七の三	0	0	0	0	*2								0		0								0		
様式第八	0	0	0	0	0					0		0											0	0	0
様式第九	0	0	0	0	0					0		0						0			0		0	0	
様式第九の二	0	0	0	0	0					0	0	0					0			0			0	0	

\*1は居宅介護支援事業者欄

\*2は介護予防支援事業者欄 (地域包括支援センター)

- 3 介護給付費明細書記載に関する事項(様式第二及び第二の二及び第三から第七の二まで、並びに様式八から第九の二まで) (2)項目別の記載要領
  - ① 請求額集計欄(様式第三、第三の二、第四、第四の二、第四の三、第四の四、第五、第五の二、第六の五及び第六の六の②、③、④、⑤、⑥以外の部分) 様式第三から第五の二、第六の五及び第六の六の特定診療費、緊急時施設療養費、特別療養費、緊急時施設診療費及び特別診療費以外の請求額集計欄は以下の方法により記載すること。

項目	保険分	公費分
①計画単位数	居宅介護支援事業者または介護予防支援 事業者または被保険者が作成したサービス 提供票の別表に記載された、当該月中に当 該事業所から提供する当該サービス種類に おける区分支給限度基準内単位数を記載す ること。	
②限度額管理対象単位数	給付費明細欄のサービス単位数のうち、 支給限度額管理対象部分(緊急時治療管理 を除く。)のサービス単位数を合計して記 載すること。	
③限度額管理対象外単位数	給付費明細欄のサービス単位数のうち、 支給限度額管理対象外(緊急時治療管理) のサービス単位数を合計して記載するこ と。	
④給付単位数	①計画単位数と②限度額管理対象単位数 のいずれか低いほうの単位数に③限度額管 理対象外単位数を加えた単位数を記載する こと。	当該サービス種類の公費対象単位数の合計と④給付単位数(保険分)のいずれか低い方の単位数を記載すること。
⑤単位数単価	事業所所在地における当該サービス種類 の単位数あたり単価を記載すること。	
⑥給付率	介護給付費の基準額のうち保険給付を行 う率を百分率で記載すること。	公費負担の給付を行う率を百分率で記載 すること。
⑦請求額	④給付単位数(保険分)に⑤単位数単価を乗じた結果(小数点以下切り捨て)に⑥給付率(保険分)を乗じた結果の金額(小数点以下切り捨て)を記載すること。	を乗じた結果(小数点以下切り捨て)に、 更に⑥給付率(公費分)から⑥給付率(保 険分)を差し引いた率を乗じた結果(小数 点以下切り捨て)から、⑧利用者負担額 (公費分)を差し引いた残りの額を記載す ること。 公費の給付率が100/100で、保険分と公 費分の④給付単位数が等しい時は、④給付 単位数に⑤単位数単価を乗じた結果(保険 分)と⑧利用者負担額(公費分)を差し引 いた残りの額を記載すること。
⑧利用者負担額	④給付単位数(保険分)に⑤単位数単価を乗じた結果(小数点以下切り捨て)から、⑦請求額(保険分、公費分)と⑧利用者負担額(公費分)を差し引いた残りの額を記載すること。	公費負担医療、または介護扶助で本人負担額がある場合に、その額を記載すること。

- 3 介護給付費明細書記載に関する事項(様式第二及び第二の二及び第三から第七の二まで、並びに様式八から第<u>九の二</u>まで) (2)項目別の記載要領
  - ② 請求額集計欄(様式第六、第六の二、第八、第九<u>及び</u>第九の二の②、③、④、⑤、⑥以外の部分)様式第六、第六の二及び様式第八から第<u>九の二</u>までの特定診療費、緊急時施設療養費、所定疾患施設療養費等、特別療養費、緊急時施設診療費及び特別診療費以外の請求額集計欄は以下の方法により記載すること。

項目	保険分	公費分
①単位数合計	給付費明細欄のサービス単位数の合計を 記載すること。	給付費明細欄の公費対象サービス単位数 の合計を記載すること。
②単位数単価	事業所所在地における当該サービス種類 の単位数あたり単価を記載すること。	
③給付率	介護給付費の基準額のうち保険給付を行 う率を百分率で記載すること。	公費負担の給付を行う率を百分率で記載 すること。
④請求額	①単位数合計(保険分)に②単位数単価を乗じた結果(小数点以下切り捨て)に③給付率(保険分)を乗じた結果の金額(小数点以下切り捨て)を記載すること。	①単位数合計(公費分)に②単位数単価を乗じた結果(小数点以下切り捨て)に、更に③給付率(公費分)から③給付率(保険分)を差し引いた率を乗じた結果(小数点以下切り捨て)から、⑤利用額を記載すること。 公費の①単位数合計が等しいた結果(小数数合計に②単位数単価を乗じた結果(小数点以下切り捨て)から、④請求額(保険分)と⑤利用者負担額(公費分)を差し引いた残りの額を記載すること。
⑤利用者負担額	①単位数合計(保険分)に②単位数単価 を乗じた結果(小数点以下切り捨て)か ら、④請求額(保険分、公費分)と⑤利用 者負担額(公費分)を差し引いた残りの額 を記載すること。	公費負担医療、または介護扶助で本人負担額がある場合に、その額を記載すること。

- 3 介護給付費明細書記載に関する事項(様式第二及び第二の二及び第三から第七の二まで、並びに様式第八から第<u>九の二</u>まで) (2)項目別の記載要領
  - (2) 請求額集計欄(緊急時施設療養費、所定疾患施設療養費等、特別療養費、緊急時施設診療費及び特別診療費)様式第四、第四の二、第四の三、第四の四、第九及び第九の二の請求集計欄における緊急時施設療養費、所定疾患施設療養費等、特別療養費、緊急時施設診療費及び特別診療費部分は以下の方法により記載すること。「項目」における( ) 内は様式第四、第四の二、第四の三及び第四の四における項目名。

項目	1370 137 - 1370 1370 1370 1370 1370 1370 1370 1370	公費分特定治療・特別療養費・特別診療費
①点数·単位数合計 (④給付点数·単位数)	治療の保険分点数合計(緊急時治療管理及び所定疾患施設療養費の単位数療費の保険分点数療費をは特別診療者を記載することので、 分単位数合計を記載することので、 の単位数合計を記載することので、 の間月内に緊急時施設療養費、所定疾患施設療養費を以よ緊急費度、 時間、 の間、 の間、 ので、 のに、 ので、 のに、 のに、 のに、 のに、 のに、 のに、 のに、 のに	同月内に緊急時施設療養費、所定疾患施
②点数·単位数単価 (⑤点数·単位数単価)	10円/点・単位固定	10円/点・単位固定
③給付率 (⑥給付率)	介護給付費の基準額のうち保険給付を行 う率を百分率で記載すること。	公費負担の給付を行う率を百分率で記載 すること。
④請求額 (⑦請求額)	①点数・単位数合計(保険分)に②点数・単位数単価を乗じた結果に③給付率 (保険分)を乗じた結果の金額(小数点以下切り捨て)を記載すること。	①点数・単位数合計(公費分)に②点数・単位数単価を乗じた結果に、更に③給付率(公費分)から③給付率(保険分)を差し引いた率を乗じた結果(小数点以費分)を差し引いた残りの額を記載すること。公費の給付率が100/100で、保険しと公費分の①点数・単位数合計が等しい地位数分計が等しい地位数では、①点数・単位数合計に②点数・保険は、①点乗じた結果から、④請求額(保険し引いた残りの額を記載すること。
⑤利用者負担額 (⑧利用者負担額)	①点数・単位数合計(保険分)に②点数・単位数単価を乗じた結果から、④請求額(保険分、公費分)と⑤利用者負担額(公費分)を差し引いた残りの額を記載すること。	公費負担医療、又は介護扶助で本人負担 額がある場合に、その額を記載すること。

- 3 介護給付費明細書記載に関する事項(様式第二及び第二の二及び第三から第七の二まで、並びに様式八から第九の二まで) (2)項目別の記載要領

② 請求額集計欄(特定診療費) 様式第五<u>及び</u>第五の二の請求額集計欄における特定診療費部分は以下の方法により 記載すること。「項目」における()内は様式第五及び様式第五の二における項目名。

項目	保険分特定診療費	公費分特定診療費
①単位数合計 (④給付単位数)	特定診療費の保険分単位数の合計を記載すること。	特定診療費の公費分単位数の合計を記載すること。
②単位数単価 (⑤単位数単価)	10円/単位固定	10円/単位固定
③給付率 (⑥給付率)	介護給付費の基準額のうち保険給付を行 う率を百分率で記載すること。	公費負担の給付を行う率を百分率で記載 すること。
④請求額 (⑦請求額)	①単位数合計(保険分)に②単位数単価を乗じた結果に③給付率(保険分)を乗じた結果の金額(小数点以下切り捨て)を記載すること。	0 1 - 27 - 12 - 12 - 12 - 12
⑤利用者負担額 (⑧利用者負担額)	①単位数合計(保険分)に②単位数単価 を乗じた結果から、④請求額(保険分、公 費分)と⑤利用者負担額(公費分)を差し 引いた残りの額を記載すること。	

- 3 介護給付費明細書記載に関する事項(様式第二及び第二の二及び第三から第七の二まで、並びに様式八から第<u>九の二</u>まで) (2)項目別の記載要領
  - ② 特定入所者介護(予防)サービス費等欄(様式第三、第三の二、第四、第四の二、第四の三、第四の四、 第五、第五の二、第八、第九<u>及び</u>第九の二)

様式第三から第五の二まで及び様式第八から第<u>九の二</u>までの特定入所者介護(予防)サービス費等の 食事及び居住費の欄は、以下の方法により記載すること。

項目	記載内容	備考
①サービス内容	請求対象サービスの内容を識別するための名称として介護給付費単位数サービスコード表のサービス内容略称を記載すること。欄内に書ききれない場合は、食費、居住費(又は滞在費)と記載するだけでも差し支えないこと。	
②サービスコード 	請求対象サービスに対応するサービス  コード(6桁)を介護給付費単位数サービスコード表で確認して記載すること。	
③費用単価(円)	特定入所者が当該月において利用した食費及び居住費(滞在費)につき、ユニット型個室、ユニット型個室的多床室、従来型個室及び多床室の区分に対応する1日あたりの費用単価(平均的な費用を勘案して厚生労働大臣が定める額もしくは各施設における現に要した額の低い方の額)を記載すること。	
④負担限度額	「介護保険負担限度額認定証」又は「介 護保険特定負担限度額認定証」 に記載さ れた食費及び居住費に係る負担限度額を記 載する。	
⑤日数	③に対応する食事及び居住(滞在を含む。)の利用に係る日数(外泊日数を含む)を記載すること。	
⑥費用額(円)	「⑦保険分」に「⑨公費分」と「⑩利用 者負担額」を加えた結果の金額を記載する こと。	
⑦保険分	「③費用単価」から「④負担限度額」を 控除した結果に「⑤日数」を乗じた結果の 金額を記載すること。	
8公費日数	食費及び居住費の区分に対応して公費適 用対象の日数を記載すること。	
9公費分	公費適用期間分の利用者負担額を記載す る。	生活保護の単独請求の場合は、「③費用 単価」に「⑧公費日数」を乗じた額となる。
⑩利用者負担額	当該月に利用者から現に徴収した額を記載する。	
①合計	「⑥費用額」、「⑨公費分」及び「⑩利 用者負担額」についてそれぞれの行の合計 金額を記載する。	
⑫公費分本人負担月額	生活保護で本人負担額がある場合に、そ の額を記載すること。	
⑬保険分請求額	「⑦保険分」の合計額を記載すること。	
⑭公費分請求額	「公費分」の合計額から「⑫公費分本人 負担月額を控除した結果の金額を記載する こと。	

- 3 介護給付費明細書記載に関する事項(様式第二及び第二の二及び第三から第七の二まで、並びに様式八から第<u>九の二</u>まで) (2)項目別の記載要領
  - ② 社会福祉法人等による軽減欄(様式第二、第二の二、第三、第三の二及び第八) 様式第二から第三の二まで及び第八の社会福祉法人等による軽減欄は、以下の方法により記載すること。

	== +1, ===	, H. +V
項目	記載内容	備考
①軽減率	「社会福祉法人等利用者負担軽減確認 証」に記載された減額割合を百分率で小数 点第一位まで記載すること。	
②受領すべき利用者負担の総額 (円)	請求額集計欄の該当サービス種類の利用 者負担額を転記すること。	様式第三及び第八においては、特定入所 者介護サービス費等欄の利用者負担額、様 式第三の二においては、特定入所者介護予 防サービス費欄の利用者負担額を含めない こと。
③軽減額(円)	「②受領すべき利用者負担の総額 (円)」に「①軽減率」を乗じた結果(小 数点以下切り捨て)を記載すること。	
④軽減後利用者負担額(円)	「②受領すべき利用者負担の総額 (円)」から「③軽減額(円)」を差し引 いた額を記載すること。	
⑤備考	「社会福祉法人等利用者負担軽減確認 証」に記載された確認番号を記載すること。	

- 3 介護給付費明細書記載に関する事項(様式第二及び第二の二及び第三から第七の二まで、並びに様式八から第<u>九の二</u>まで)(2)項目別の記載要領③ 請求額集計欄(様式第六の三、第六の四の請求額集計欄の部分)様式第六の三及び第六の四の請求額集計欄は以下の方法により記載すること。

項目	保険分	公費分
①外部利用型給付上限単位数	特定施設入居者生活介護(介護予防を含む)において外部サービス利用型のサービ	AR//
	スを実施した場合は、要介護状態・要支援 状態ごとに定められた外部サービス利用型 にかかる限度単位数を記載すること。	
	特定施設入居者生活介護(介護予防を含む)において一般型のサービスを実施した場合、及び地域密着型特定施設入居者生活	
	介護のサービスを実施した場合は、記載不 要であること。	
②外部利用型上限管理対象単位数 位数	特定施設入居者生活介護(介護予防を含む)において外部サービス利用型のサービスを実施した場合は、給付費明細欄のサービス単位数のうち、外部利用型上限管理対象の単位数の合計を記載すること。	
	特定施設入居者生活介護(介護予防を含む)において一般型のサービスを実施した場合、及び地域密着型特定施設入居者生活介護のサービスを実施した場合は、記載不要であること。	
③外部利用型外給付単位数 	特定施設入居者生活介護(介護予防を含む)において外部サービス利用型のサービスを実施した場合は、給付費明細欄のサービス単位数のうち、外部利用型上限管理対	
	象外の単位数の合計を記載すること。 特定施設入居者生活介護(介護予防を含む)において一般型のサービスを実施した 場合、及び地域密着型特定施設入居者生活 介護のサービスを実施した場合は、記載不 要であること。	
④給付単位数	特定施設入居者生活介護(介護予防を含む)において外部サービス利用型のサービスを実施した場合は、①外部利用型給付上限単位数と②外部利用型上限管理対象単位数のいずれか低いほうの単位数に③外部利用型外給付単位数を加えた単位数を記載すること。 特定施設入居者生活介護(介護予防を含	給付費明細欄の公費対象サービス単位 数の合計を記載すること。
	む)において一般型のサービスを実施した場合、及び地域密着型特定施設入居者生活介護のサービスを実施した場合は、給付費明細欄のサービス単位数の合計を記載すること。	
⑤単位数単価	事業所所在地における当該サービス種類 の単位数あたり単価を記載すること。	
⑥給付率	介護給付費の基準額のうち保険給付を行 う率を百分率で記載すること。	公費負担の給付を行う率を百分率で記 載すること。
⑦請求額	③給付単位数(保険分)に④単位数単価を乗じた結果(小数点以下切り捨て)に⑤給付率(保険分)を乗じた結果の金額(小数点以下切り捨て)を記載すること。	③給付単位数(公費分)に④単位数単価を乗じた結果(小数点以下切り捨て)に、更に⑤給付率(公費分)から⑤給付率(保険分)を差し引いた率を乗じた結果(小数点以下切り捨て)から、⑦利用者負担額(公費分)を差し引いた残りの額を記載すること。 公費の給付率が100/100で、保険分と公費分の③給付単位数が等しい時は、③
⑧利用者負担額	③給付単位数(保険分)に④単位数単価 を乗じた結果(小数点以下切り捨て)か ら、⑥請求額(保険分、公費分)と⑦利用	給付単位数に④単位数単価を乗じた結果 (小数点以下切り捨て)から、⑥請求額 (保険分)と⑦利用者負担額(公費分) を差し引いた残りの額を記載すること。 公費負担医療、または介護扶助で本人 負担額がある場合に、その額を記載する こと。
	者負担額(公費分)を差し引いた残りの額  を記載すること。	

- 4 介護予防・日常生活支援総合事業費明細書記載に関する事項(様式第二の三及び第七の三) (2)項目別の記載要領
- - ⑭ 社会福祉法人等による軽減欄(様式第二の三)

様式第二の三の社会福祉法人等による軽減欄は、以下の方法により記載すること。 ただし、その他の生活支援サービス費に係る請求の場合は記載しないこと。

項目	記載内容	備考
①軽減率	「社会福祉法人等利用者負担軽減確認 証」に記載された減額割合を百分率で小 数点第一位まで記載すること。	
②受領すべき利用者負担の総額 (円)	請求額集計欄の該当サービス種類の利 用者負担額を転記すること。	
③軽減額(円)	「②受領すべき利用者負担の総額 (円)」に「①軽減率」を乗じた結果 (小数点以下切り捨て)を記載するこ と。	
④軽減後利用者負担額(円)	「②受領すべき利用者負担の総額 (円)」から「③軽減額(円)」を差し 引いた額を記載すること。	
⑤備考	「社会福祉法人等利用者負担軽減確認 証」に記載された確認番号を記載するこ と。	

- 6 公費の介護給付費明細書等に関する事項 (1)公費の請求が必要な場合における請求明細記載方法の概要 ① 社会福祉法人等による軽減欄(様式第二、第二の二、第二の三、第三、第三の二及び第八)

区分	適用条件	請求明細記載方法の概要
保険と生活保護の併用	被保険者が生活保護受給者の場合	一枚の介護給付費明細書等で保険請求 と併せて生活保護の請求額を公費請求欄 で計算
被保険者でない要保護者	被保険者でない生活保護受給者の介護 扶助又は特定医療費の現物給付に関する 請求を行う場合	一枚の介護給付費明細書等で生活保護 又は難病の請求額を公費請求欄で計算
保険と公費負担医療、生活保護 の併用	生活保護受給者である被保険者が保険 優先公費負担医療の受給者であり、介護 保険の給付対象サービスが当該公費負担 医療の対象となる場合	一枚目の介護給付費明細書等で保険請求と併せて公費負担医療の請求額計算を 行い、二枚目の介護給付費明細書等で生活保護の請求額を計算
保険と公費負担の併用	被保険者が保険優先公費負担医療の受給者であり、介護保険の給付対象サービスが当該公費負担医療の対象となる場合	一枚の介護給付費明細書等で保険請求 と併せて公費負担医療の請求額を公費請 求額欄で計算
生活保護と公費負担医療の併用	被保険者でない生活保護受給者の介護 扶助の現物給付に関する請求を行う場合 で、生活保護受給者が保険優先公費負担 医療の受給者であり、介護保険の給付対 象サービスが当該公費負担医療の対象と なる場合	一枚目の介護給付費明細書等で公費負 担医療の請求額計算を行い、二枚目の介 護給付費明細書等で生活保護の請求額を 計算

6 公費の介護給付費明細書に関する事項 (2)各様式と公費併用請求の関係 各様式ごとの公費請求の組み合わせは下表のようになること。

	保険単独	保険 十生保	生保単独	難病単独	保険 +生保 +公費	保険 十公費	生保 十公費	備考
様式第二	0	0	0	0	0	0	0	
様式第二の二	0	0	0	0	0	0	0	
様式第二の三	0	0	0		0	0	0	
様式第三	0	0	0		0	0	0	
様式第三の二	0	0	0		0	0	0	
様式第四	0	0	0		0	0	0	
様式第四の二	0	0	0		0	0	0	
様式第四の三	0	0	0		0	0	0	
様式第四の四	0	0	0		0	0	0	
様式第五	0	0	0		0	0	0	
様式第五の二	0	0	0		0	0	0	
様式第六	0	0	0					
様式第六の二	0	0	0					
様式第六の三	0	0	0					
様式第六の四	0	0	0					
様式第六の五	0	0	0					
様式第六の六	0	0	0					
様式第六の七	0	0	0					
様式第七	0		0					
様式第七の二	0		0					
様式第七の三	0		0					
様式第八	0	0	0		0	0	0	
様式第九	0	0	0		0	0	0	
様式第九の二	0	0	0	0	0	0	0	

(生保:生活保護及び中国残留邦人等 公費:公費負担医療)

## (別記)

### 介護保険請求時の福祉用具貸与における商品コード等の 介護給付費明細書の記載について

介護給付費明細書へ記載するコードについては、公益財団法人テクノエイド協会が付している TAISコード又は福祉用具届出コードのいずれかを記載すること。

いずれのコードについても、企業コード(5桁)及び商品コード(6桁)(半角英数字)を左詰で記載すること(英字は大文字で記載すること。)。その際に企業コードと商品コードの間は「-」(半角)でつなぐこと。

## (例) 同一商品を複数貸与している場合は、給付費明細欄の行を分けて記載すること。

給付	サービス内容		サ	ービフ	くコー	ド		単位	立数	□	数	サー	・ビス	、単位	数		公費分 回数	公費	対象	単位	数		摘要
費明	手すり貸与	1	7	1	0	0	7			3	1			3	0	0						(	00000-111111
細欄	手すり貸与	1	7	1	0	0	7			3	1			3	0	0						(	00000-111111

## (例) 付属品を併せて貸与している場合は、それぞれのサービス単位数を記載すること。

給付	サービス内容		サ	ーピ	スコー	- K		単位	立数	回	数	サー	- Ľ:	ス単化	拉数		公費:		公費	対象	単位	数	摘要
費明細	特殊寝台貸与	1	7	1	0	0	3			3	1			9	0	0							00000-22222
欄	特殊寝台 付属品貸与	1	7	1	0	0	4			3	1			1	0	0							00000-Z33333

# 摘要欄記載事項

サービス種類	サービス内容 (算定項目)	摘要記載事項	備	考
ス訪介予定看域型宅宅通能(自(ス(ス活率ス活率ス生率ス規門護防期護密通介介所型独/独(独(支)(支)(活)(供り、訪巡、着所護護介居自定自独自独援、配援、見支、そ(ハ介問回夜型介、、護宅)率/自/自サそ食サそ守援その訪ビ護リ・間通護看介、介、)定)定/一の/一のりサの他問リ予ハ随対所、護護介護訪、額、率定ビ他定ビ他/一他/介テ防ビ時応介小小予護、問訪)通)額スの額スの定ビの定	一訪リ対型護規規防予訪型問、所、)(生)(生額ス生額シ問テ応訪、模模認防問サ型通型通、配活、見活)(活)ョ看一型問認多多知小型一サ所サ所そ食支そ守支、そ支)ン護シ訪介知機機症規サビー型一型の/援のり援その援、ョ問護症能能対模ースビサビサ他定サ他/サの他サー、ョ問護症能能対模・スピサビサ他定サ他/サの他サー、対型型応多ビ(スースーの・一の定一他/一所護、護地応居居型機ス独・ビ・ビ生・ビ生・ビの定ビ	「サテライト」の略称として英字2文字を記載すること。 例 ST		
ADL値の提出(i 密着型通所介護 (令和5年3月31	)	指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示(令和3年厚生労働省告示第73号) 附則第5条(ADL維持等加算に係る経過措置)によっておいるADL値の提出は、評価対象期間において連続して6月利用した期間(複数ある場合には最初の月が最も早いもの。)の最初の月と、当該最初の月から起算して6月目に、事業所の機能訓練指導員がBarthel Indexを測定した護給子れぞれの月のサービス本体報酬の介護給その病要欄に記載することによって行う。  例1 75 例2 ST/75 (当該事業所がサテライト事業所である場合)		

訪問介護	身体介護4時間以上の場合	単位を省略する。 例 260	身体介護4時間以上に ついては、1回あたりの 点数の根拠を所要時間に て示すこと。
訪問看護	定期巡回・随 時対応型訪問 介護看護と恵 携して指定訪 問看護を行う 場合	訪問看護の実施回数を記載すること。 単位を省略する。 例 20	
		介護職員と同行したんの吸引等の実施状況を確認した日又は、会議等に出席した日を記載。 単位を省略する。 例 15	
		対象者が死亡した日を記載すること。 なお、訪問看護を月の末日に開始しターミナルケアを行い、その翌日に対象者が死亡した場合は、死亡した年月日を記載すること。 例 20030501 (死亡日が2003年5月1日の場合)	
訪問看護、予 防訪問看護	退院時共同指 導加算	算定回数に応じて医療機関での指導実施月日を記載すること。 なお、退院の翌月に初回の訪問看護を実施した場合は、医療機関で指導を実施した月日を記載すること。 例 0501 (指導実施日が5月1日の場合)	
テーション、	短期集中リハ ビリテーショ ン実施加算を 算定する場合	病院若しくは診療所または介護保険施設から 退院・退所した年月日又は要介護・要支援認定 例 20060501 (退院(所)日が2006年5月1日の場合)	

居宅療養管理 指導、介養 防居宅療 理指導		算定回数に応じて訪問日等を記載すること (訪問日等が複数あるときは「,(半角カンマ)」で区切る)。 薬剤師による居宅療養管理指導において、サポート薬局による訪問指導を行った場合、訪問日等の前に「サ」と記載すること。 単位を省略する。 例 6,20 (訪問指導を6日と20日に行った場合) 例 サ6,サ20 (サポート薬局による訪問指導を6日と20日に行った場合)	
通所リハビリテーション	短リシ算場の重加る場所では、大学の関係を対している。 ファイン はいり	ではいきないのでは、実際では、   ではいいでは、実際では、   ではいいでは、   ではいがでは、   ではいいでは、   ではいいではいいでは、   ではいいではいいでは、   ではいいではいいでは、   ではいいではいいでは、   ではいいではいいではいいではいいでは、   ではいいではいいではいいではいいではいいではいいではいいではいいではいいではい	

福祉用具貸	福祉用具貸与	別記を参照	
与、介護予防 福祉用具貸与	特別域の大学を表現である。 特別では、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、	福祉用具貸与を開始した日付を記載するこ 単位を省略する。 例 6	
短期入所生活介護	医療連携強化加算を算定する場合	摘要欄に入り、	
短期入所生活 介護、介護予 防短期入所生 活介護	多床室のサー ビスコードの 適用理由	適用理由の番号を摘要欄に左詰めで記載すること。 1 多床室入所 3 感染症等により医師が必要と判断した 従来型個室への入所者 4 居住面積が一定以下 5 著しい精神症状等により医師が必要と 判断した従来型個室への入所者	一月内で複数の滞在理 由に該当する場合は、最 初の滞在理由を記載する こと。 同時に複数の理由(例 えば感染症等により で居住面積が一定以最も で該当する場合は、最も いさい番号を記載するこ と。

短期入所療養介護、介護予防短期入所療養介護	多床室のサー ビスコードの 適用理由	適用理由の番号を摘要欄に左詰めで記載すること。 1 多床室入所 3 感染症等により医師が必要と判断した 従来型個室への入所者 4 居住面積が一定以下 5 著しい精神症状等により医師が必要と 判断した従来型個室への入所者	一月内で複数の滞在理由に該当する場合は、最初の滞在理由を記載すること。 同時に複数の理由(例えば感染症等による入所で居住面積が一定以下)に該当する場合は、最も小さい番号を記載すること。
	重度療養の場合ののののでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これ	横大変を 「大変を 、 「大変を に 、 「大変を に 、 に に に に に に に に に に に に に	

短期入所療養 介護、介護予 防短期入所療 養介護 病院療養病床 (介護予防)短期 入所療養介護 費

(I)(ii)(iii)(v)(vi)、病院療養 病床(介護予防) 短期入所療養 介護費 ( II )( ii )( iv ),ユニット型病 院療養病床(介 護予防)短期入 所療養介護費 (Ⅱ)(Ⅲ)、経過 的ユニット型 病院療養病床 (介護予防)短期 入所療養介護 費(Ⅱ)(Ⅲ)、診 療所(介護予防) 短期入所療養 介護費 (I)(ii)(iii)(v)(vi)、ユニット 型診療所(介護

予防)短期入所

(Ⅱ)(Ⅲ)又は経

過的ユニット

型診療所(介護

予防)短期入所 療養介護費

(Ⅱ)(Ⅲ)を算定

する場合

療養介護費

下記イからヌまでに適合する患者については、摘要欄にその状態を記載すること。なお、 複数の状態に該当する場合は主たる状態のみを 記載すること。

例1 イ

例2 nD

- イ NYHA分類Ⅲ以上の慢性心不全の状態
- □ Hugh-Jones分類IV以上の呼吸困難の 状態又は連続する1週間以上人工呼吸 器を必要としている状態
- ハ 各週2日以上の人工腎臓の実施が必要であり、かつ、次に掲げるいずれか の合併症を有する状態。
  - A 常時低血圧(収縮期血圧が90mmHg 以下)
  - B 透析アミロイド症で手根管症候群や 運動機能障害を呈するもの
  - C 出血性消化器病変を有するもの
  - D 骨折を伴う二次性副甲状腺機能亢進 症のもの
- 二 Child-Pugh分類C以上の肝機能障害の 状態
- ホ 連続する3日以上、JCS100以上の意 識障害が継続している状態
- へ 単一の凝固因子活性が40%未満の凝固 異常の状態。
- ト 現に経口により食事を摂取している者であって、著しい摂食機能障害を有し、造影撮影(医科診療報酬点数表中「造影剤使用撮影」をいう。)又は内視鏡検査(医科診療報酬点数表中「喉頭ファイバースコピー」をいう。)により誤嚥が認められる(喉頭侵入が認められる場合を含む。)状態
- チ 認知症であって、悪性腫瘍と診断された者
- リ 認知症であって、次に掲げるいずれか の疾病と診断された者
  - A パーキンソン病関連疾患(進行性核 上性麻痺、大脳皮質基底核変性症、パ ーキンソン病)
  - B 多系統萎縮症(線条体黒質変性症、 オリーブ橋小脳萎縮症、シャイ・ドレ ーガー症候群)
  - C 筋萎縮性側索硬化症
  - D 脊髓小脳変性症
  - E 広範脊柱管狭窄症
  - F 後縦靱帯骨化症
  - G 黄色靱帯骨化症
  - H 悪性関節リウマチ
- ヌ 認知症高齢者の日常生活自立度のランクⅢ b、Ⅳ又はMに該当する者

特定施設入居 者生活介護、 地域密着型特 定施設入居者 生活介護	看取り介護加 算	対象者が死亡した日を記載すること。 例 20120501 (死亡日が2012年5月1日の場合)	
特定施設入居 者生活介護、 介護予防特定 施設入居者生 活介護	外部サービス 利用型におけ る福祉用具貸 与、介護予防 福祉用具貸与	別記を参照	

人群短礼长凯	18 50 46 41 88 40		
介護福祉施設 サービス、地	退所前訪問相 談援助加算	家庭等への訪問日を記載すること。	
域密着型介護	政及功加 <del>开</del>	単位を省略する。	
老人福祉施設		例 20	
入所者生活介	退所後訪問相	家庭等への訪問日を記載すること。	
護	談援助加算	単位を省略する。   例 20	
	4 t th a H	,,,,	
	多床室のサー ビスコードの	適用理由の番号を摘要欄に左詰めで記載する	一月内で複数の滞在理
	適用理由	こと。   1 多床室入所	由に該当する場合は、最 初の滞在理由を記載する
	四月生山	2 制度改正前入所による経過措置	こと。
		3 感染症等により医師が必要と判断した	ーロ。 同時に複数の理由(例
		従来型個室への入所者(30日以内の者)	えば感染症等による入所
		4 居住面積が一定以下	で居住面積が一定以下)
		5 著しい精神症状等により医師が必要と	に該当する場合は、最も
		判断した従来型個室への入所者	小さい番号を記載するこ  と。
	 看取り介護加	対象者が死亡した時間帯の番号を摘要欄に左	C 0
	有取り月設加  算	対象有が死亡した時間市の番号を摘安欄に左    詰めで記載すること(早朝・夜間の場合の	
	31	a	
		1 18:00~19:59	
		2 20:00~21:59	
		3 6:00~ 8:00	
		対象者が死亡した場所の番号を摘要欄に左詰	
		めで記載すること。	
		1 施設内	
		2 施設外	
		例 19時に施設内で死亡した場合	
		1/1	
	配置医師緊急 時対応加算	対応を要した入所者の状態についての番号を摘要欄に左詰めで記載すること。	
	时列心加昇		
		2 看取り期以外	
		配置医師を呼ぶ必要が生じた理由について	
		の番号を摘要欄に左詰めで記載すること(複数	
		該当する場合は最もあてはまるものを1つ選択   すること。	
		∮ること。   1 転倒や外傷に関連する痛み、創傷処置	
		2 外傷以外の痛み(関節、頭痛、胸痛、腰	
		痛、背部痛、腹痛、その他痛み)	
		3 服薬に関連すること(誤薬、服薬困難、	
		処方内容の変更後の予期せぬ変化など)	
		4 発熱、食欲低下、水分摂取不足、排便の	
		異常、排尿の異常、嘔気・嘔吐、血圧の	
		異常、血糖値の異常	
		5 認知症BPSD関連	
		6 医療機器のトラブル(カテーテルの	
		抜去・閉塞、点滴トラブルなど)	
		7 神経障害(感覚障害・運動障害など)、	
		意識レベルの変化、呼吸の変化	
		   8 死亡診断の依頼	
		9	
		■ 3 エ記ダバ ■ 例 月のうちに3回緊急時の訪問が行われた	
		場合	
		24,27,28	

介護保健施設 サービス	入所前後訪問 指導加算	家庭等への訪問日を記載すること。 単位を省略する。	
	11477131	例 20	
	訪問看護指示 加算	訪問看護指示書の交付日を記載すること。 単位を省略する。 例 20	
	多床室のサービスコードの適用理由	適用理由の番号を摘要欄に左詰めで記載すること。  1 多床室入所 2 制度改正前入所による経過措置 3 感染症等により医師が必要と判断した 従来型個室への入所者(30日以内の者) 4 居住面積が一定以下 5 著しい精神症状等により医師が必要と 判断した従来型個室への入所者	一月内で複数の滞在理 由に該当する場合は、最初の滞在理由を記載する こと。 同時に複数の理由(例 えば感染症等による で居住面積が一定以 で居住する場合は、最 に該当する場合は、 いさい番号を記載すること。
	短期集中リン実施をはいまた。これでは、おりまたが、おいまでは、おいまでは、おいまでは、おいまでは、またのでは	当該施設に入所した日を記載すること。 例 20060501 (入所日が2006年5月1日の場合)	
	ターミナルケ ア加算	対象者が死亡した日を記載すること。 例 20080501 (死亡日が2008年5月1日の場合)	
	かかりつけ医 連携薬剤調整 加算 (Ⅰ)(Ⅱ)(Ⅲ)	退所の際に減薬した旨等を主治の医師に報告 した日を記載すること。 例 20180501 (報告日が2018年5月1日の場合)	
	地域連携診療 計画情報提供 加算	入所者が入所する直前に、対象となる医療機関を退院した日を記載すること。 例 20080501 (退院日が2008年5月1日の場合)	

I			
介護医療院 サービス	他科受診時費 用	他科受診を行った日を記載すること(複数日行われたときは「,(半角カンマ)」で区切単位を省略する。 例 6,20	
	退所前訪問指 導加算	家庭等への訪問日を記載すること。 単位を省略する。 例 20	
	退所後訪問指 導加算	家庭等への訪問日を記載すること。 単位を省略する。 例 20	
	訪問看護指示加算	訪問看護指示書の交付日を記載すること。 単位を省略する。 例 20	
	多床室のサービスコードの適用理由	適用理由の番号を摘要欄に左詰めで記載すること。 1 多床室入所 2 制度改正前入所による経過措置 3 感染症等により医師が必要と判断した 従来型個室への入所者(30日以内の者) 4 居住面積が一定以下 5 著しい精神症状等により医師が必要と 判断した従来型個室への入所者	一月内で複数の滞在理 由に該当する場合は 記載在理由を記載する。 同時感染症等による、 同様感染症が一定以 で居住するる下に に該当する場合は がよい を記載するこ に を記載するこ に を記載するこ に を記載するこ に を記載する。 に を記載する。 に を記述 を記載する。 に を記述 を記述 を記述 と と と と と と と と と と と と と と と と と と と
認知症対応型 共同生活介護	看取り介護加 算	対象者が死亡した日を記載すること。 例 20090501 (死亡日が2009年5月1日の場合)	
小規模多機能型居宅介護 <u></u> 訪問入浴介 護、短期入所 生活介護	看取り連携体 制加算	対象者が死亡した日を記載すること。 例 20060501 (死亡日が2006年5月1日の場合)	
小規模多機 型居知 (外) 外) 小規居 等	小規模多機能 型居、規模名 護 の規模 の 規模 の が 規 に う り 規 に う り 機 で う り 機 で う り り し の り に り し に り に り に り に り に り し く り し く り し く り し く り し く り し く り し く り し く り し く り と り と り と り と り と り と り と り と り と り	通所、訪問、宿泊のサービスを提供した日数を、二桁の数字で続けて記載すること。例 100302 (通所サービスを10日、訪問サービスを3日、宿泊サービスを2日提供した場合)例 150000 (通所サービスを15日提供し、訪問サービス・宿泊サービスを提供しなかった場合)	同日内に複数の合いでである。 一は大いでは、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、

定期巡回・随 時対応型訪問 介護看護 ターミナルケア加算を算定する場合 ターミナルケアを行い、その翌日に対象者が死亡した場合は、死亡した年月日を記載すること。例 20120501 (死亡日が2012年5月1日の場合) 退院時共同指導加算 第定回数に応じて医療機関での指導実施月日を記載すること。なお、退院の翌月に初回の訪問看護を実施した場合は、医療機関で指導を実施した月日を記載すること。例 0501 (指導実施日が5月1日の場合) 看護小規模多機能型居宅介護(短期利用以外) 看護(加算を除く) 機能型居宅介護(加算を除く) で日数を、二桁の数字で続けて記載すること。例 04010302 (訪問看護サービスを4日、通所サービスを集計し、で日数を集計し、で日本に使用した場合には、それぞれのサービスを集計し、の場合は、それぞれのサービスを集計し、の場合は、日本に、日本に、日本に、日本に、日本に、日本に、日本に、日本に、日本に、日本に	
導加算 を記載すること。 なお、退院の翌月に初回の訪問看護を実施した場合は、医療機関で指導を実施した月日を記載すること 例 0501 (指導実施日が5月1日の場合) 看護小規模多機能型居宅介機能型居宅介護(短期利用 版(加算を除した日数を、二桁の数字で続けて記載すること。 例 04010302 (訪問看護サービスを4日 通町サービスを集計し、で日数を集計し、	
た場合は、医療機関で指導を実施した月日を記載すること 例 0501 (指導実施日が5月1日の場合) 看護小規模多機能型居宅介機能型居宅介護(短期利用 護(加算を除以外) に対しているでは、で日数を、二桁の数字で続けて記載すること。 例 04010302 (計問看護サービスを4日 通所サービスを 10世界を集計し、で日数を集計し、	
(指導実施日が5月1日の場合) 看護小規模多 看護小規模多 横能型居宅介 機能型居宅介 護 (短期利用 護 (加算を除 以外) (計問看護サービスを4日 通前サービスを集計し、で日数を集計し、	
看護小規模多	
機能型居宅介 機能型居宅介 た日数を、二桁の数字で続けて記載すること。 を提供した場合に 護(短期利用 護(加算を除 例 04010302 以外) く) にお問意護サービスを4日 通前サービスを	
1日、訪問サービスを3日、宿泊サービスを2日 提供した場合) 例 00150000 (通所サービスを15日提供し、訪問サービ ス・宿泊サービスを提供しなかった場合)	記載す ば通所と を同と訪 番所とし
退院時共同指 算定回数に応じて医療機関での指導実施月日 導加算 を記載すること。	
なお、退院の翌月に初回の訪問看護を実施した場合は、医療機関で指導を実施した月日を記載すること 例 0501	
(指導実施日が5月1日の場合)	
ターミナルケ ア加算を算定 する場合 は、死亡した年月日を記載すること。 かケアを行い、その翌日に対象者が死亡した場合は、死亡した年月日を記載すること。 例 20120501 (死亡日が2012年5月1日の場合)	
専門管理加算 専門の研修の種類(イまたはロ)を記載する	
<u>こと。</u> <u>例 イ</u> <u>_ イ 緩和ケア、褥瘡ケア又は人工肛門・人工</u> <u>膀</u> <u>_ ロ 特定行為</u>	
介護給付費の割引 割引の率を記載すること。 例 5	
例 5分護予防ケアマネジメント給付管理票の提出の必要がないケアプランに ついて、原案作成委託料の請求支払を行う場合のみ、ケアプラン原案作成の委託先である居宅介護支援事業所の事業所番号を記載する例 90700001101行目に記載する	<u>こと。</u>

複数の摘要記載事項がある場合は、表上の掲載順に従って「/」で区切って記載すること。 例 ST/260/5(サテライト事業所から260分の訪問介護を5%の割引率で実施した場合。)

別表2 保険優先公費の一覧(適用優先度順)

項番	制度	給付対象	法別 番号	資格証明等	公費の 給付率	負担割合	介護保険と関連する 給付対象
1	感染症の予防及び感染症 の患者に対する医療に関 する法律(平成10年法律 第114号)「一般患者に対 する医療」	結核に関する治療・ 検査等省令で定める もの	10	患者票	95	介護保険を優先 し95%までを公 費で負担する	医療の療定院護護介サ別施護期護護介設特別の、防に、入医療の療験を療験を大き、大き、大き、大き、大き、大き、大き、大き、大き、大き、大き、大き、大き、大
2	障害者の日常生活及び社 会生活を総合的に支援す るための法律(平成17年 法律第123号)「通院医 療」	通院による精神障害の医療	21	受給者証	100	介護保険優先 利用者本人負担 額がある	訪問看護、介護予防訪問看護
3	障害者の日常生活及び社 会生活を総合的に支援す るための法律「更生医 療」	身体障害者に対する 更生医療(リハピリテーショ ン)	15	受給者証	100	介護保険優先 利用者本人負担 額がある	訪問看護護院 ・ 大医療に ・ 大区を ・ 大のが ・ 大のが
4	原子爆弾被爆者に対する 援護に関する法律(平成6 年法律第117号)「一般疾 病医療費の給付」		19	被爆者手帳	100	介護保険優先 残りを全額公費 (※)	介護保健施設サービス及び介護医療院サービス含め医療系サービス(介護予防サービスを含む)の全て
5	難病の患者に対する医療 等に関する法律(平成26 年法律第50号)「特定医療」	特定の疾患のみ	54	受給者証	100	介護保険優先 利用者本人負担 額がある	訪問看護、 、在療院の で展院の で展院の で展院の で展院の で展院の で展院の で展院の で展院の で展院の で展院の で展院の で展院の で展院の で展院の で展院の で展院の で展示 で展示 で展示 で展示 で展示 で展示 での では での では での では での では での では での では での では での では での でが でが でが でが でが でが でが でが でが でが

6	被爆体験者精神影響等調 査研究事業の実施につい て(平成14年4月1日健 発第0401007号)	被爆体験による精神的要因に基づく健康影響に関連するは関連する時期である。 が精神疾患又は関連する身体化症状・心身症のみ	86	受給者証	100	介護保険優先 残りを全額公費 (※)	訪訪ビ護テ養防導テ防シ養期護及ビス問問リ予一管居、一通ョ介入保びスの行動ョリ、、管ハ、近外の全護護一訪ョ指療所ョリ、、療施護医で、、シ問ン導養リンハ短介養設医療、、・シ問ン導養リンハ短介養の全で、ビリリを発表が、ビサートリスを設置が、ビサーーリンでで、ビリリを発表が、ビサートリスを表して、アー・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
7	特定疾患治療研究事業に ついて(昭和48年4月17 日衛発第242号厚生省公衆 衛生局長通知)「治療研 究に係る医療の給付」	特定の疾患のみ	51	受給者証	100	同上	訪問看護、 、医療院・ 、医療院・ 、医療院・ 、医療院・ 、医療院・ 、医療院・ 、医療・ 、医療・ 、医療・ 、医療・ 、医療・ 、関力・、 、医療・ 、関力・ 、関節・ 、関節・ 、関節・ 、関節・ 、に関い・ 、に関い・ 、に関い・ 、に関い・ 、に関い・ 、に関い・ 、に関い・ 、に関い・ 、に関い・ 、に関い・ 、に関い・ 、に関い・ 、に関い・ 、に関い・ 、に関い・ 、に関い・ 、に関い・ 、に関い・ に関い に関い・ に関い・ に関い・ に関い・ に関い・ に関い・ に関い・ に関い・ に関い・ に関い・ に関い
8	先天性血液凝固因子障害 等治療研究事業について (平成元年7月24日健医発 第896号厚生省保健医療局 長通知) 「治療研究に係 る医療の給付」	同上	51	受給者証	100	介護保険優先 残りを全額公費 (※)	同上
9	「水俣病総合対策費の国庫補助について」(平成4年4月30日環保業発第227号環境事務次官通知)「療養費及び研究治療費の支給」	水俣病発生地域において過去に通常のレベルを超えるを受けた 可能性のある者においる状保病に関するない。 可能性のあるにもみられる症状に関する医療	88	医療手帳、被害者手帳	100	介護保険優先 残りを全額公費 (※)	介護保健施設サービス及び介護と療療療療 サービスへの会の介護の大力ででは、 サービスでは、 サービスでは、 サービスででは、 サービスをだし、 全て(ただし、 保健施設サービ疾患 おいては、 設療養費等に限る)
10	「メチル水銀の健康影響 に係る調査研究事業について」(平成17年5月24 日環保企発第050524001 号環境事務次官通知) 「研究治療費の支給」	メチル水銀の曝露に 起因するものでない ことが明らかなもの を除く疾病等の医療	88	医療手帳	100	介護保険優先 残りを全額公費 (※)	介護保健施設サービス及所に 大変をでは、 大変をできる。 大変をできる。 大のでは、 大のでは、 大のでは、 大のできる。 大のでをもる。 大のでを。 大のでを、 大のでを、 大のでを、 大のでを、 大のでを、 大のでを、 大のでを、 大のでを、 、 大ので
11	「茨城県神栖町における 有機ヒ素化合物による環 境汚染及び健康被害に係 る緊急措置事業要綱」に ついて(平成15年6月6 日環保企発第030606004 号環境事務次官通知) 「医療費の支給」	茨城県神栖町におけるジフェニルアルシン酸の 曝露に起因する疾病 等の医療	87	医療手帳	100	介護保険優先 残りを全額公費 (※)	介護保健施設療法 大変を 大変を 大変を 大変を 大変を 大ので 大ので 大ので 大ので 大ので 大ので 大ので 大ので

12	石綿による健康被害の救済に関する法律(平成18年法律第4号)「指定疾病に係る医療」	指定疾病に係る医療	66	石綿健康被害 医療手帳	100	介護保険優先残りを全額公費	介護保健施設医療院 サービスス(含含の大きなでは、 サービスス(できるのでです。 サービスをできるができる。 サービスをできる。 サービスをできる。 大きなできる。 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、
13	特別対策(障害者施策) 「全額免除」	障害者施策利用者へ の支援措置	58	受給者証	100	介護保険優先 残りを全額公費	訪問介護、夜間対応 型訪問介護及び訪問 型サービス(独自)
14	原爆被爆者の訪問介護利 用者負担に対する助成事 業について(平成12年3 月17日健医発第475号厚 生省保健医療局長通知) 「介護の給付」	低所得者の被爆者に 対する訪問介護及び 訪問型サービス(独 自)	81	被爆者健康手帳	100	介護保険優先 残りを全額公費 (※)	訪問介護及び訪問型 サービス(独自)
15	原爆被爆者の介護保険等 利用者負担に対する助成 事業について(平成12年 3月17日健医発第476号 厚生省保健医療局長通 知)「介護の給付」	被福等老生護護所対護通機護型回介型規護同防生サ機・人活、、生応予所能予居・護通模、生認活ーおりで整施、入予護所知、宅規護対、護対を施、入予護所知、宅規護対、護能症護対及では型入所生短認護所知、宅規護対、護能症護対及では型入所生短認護が規護を定型域看居応介型角ので型入所生短認護が規護を定型域看居応介型通自るに型入所生短認護が規模、機期訪密護宅型護力をが独議をできた。	81	被爆者健康手帳	100	介護保険優先 残りを全額公費 (※)	介ス老生護護所対護通機護型回介型規護同防生サ 護、人活、、生応予所能予居・護通模、生認活ー 福地福介短介活型防介型防宅随看所多認活知介ビ 福地福介短介活型防介型防宅随看所多認活知介ビ 被域祉護期護介通認護居小介時護介機知介症護ス 社域社護期護介通認護居小介時護介機知介症護ス 社域社護期護介通認護居小介時護介機知介症護ス で近れの大型通自 が立いので独 ので独 ので独 ので独 ので独 ので ので ので ので の の の の
16	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留法人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)「介護支援給付」	介護保険及び介護予 防・日常生活支援総 合事業(一般介護予 防事業を除く)の給 付対象サービス	25	介護券	100	介護保険優先 利用者本人負担 額がある	介護保険及び介護予防・日常生活支援総合事業(一般介護予防事業を除く)の給付対象と同様
17	生活保護法の「介護扶 助」	介護保険及び介護予 防・日常生活支援総 合事業(一般介護予 防事業を除く)の給 付対象サービス	12	介護券	100	介護保険優先 利用者本人負担 額がある	介護保険及び介護予防・日常生活支援総合事業(一般介護予防事業を除く)の給付対象と同様

<sup>※</sup> ただし、保険料滞納による介護給付等の額の減額分については公費負担しない。

## 特定診療費識別一覧

名称	識別番号	摘要欄記載事項、算定条件その他	
感染対策指導管理	01	   1日につき算定	
褥瘡管理	34	1日につき算定	
初期入院診療管理	05	入院中1回(又は2回)算定	
重度療養管理	03	摘要欄に患者の状態(イからへまで)を記載すること。なお、複数	の状能
里及原食旨垤		同安欄に思るのが思くすがられると)を記載すること。 はお、複数 に該当する場合は主たる状態のみを記載すること。 例 ハ	074人忠
		患者の状態	記号
		イ 常時頻回の喀痰吸引を実施している状態	1
		ロ 呼吸障害等により人工呼吸器を使用している状態	<u> </u>
		ハ 中心静脈栄養を実施しており、かつ、強心薬等の薬剤を	
			/\
	35	二人工腎臓を実施しており、かつ、重篤な合併症を有する	
		大態	=
		ホ 重篤な心機能障害、呼吸障害等により常時モニター測定 を実施している状態	ホ
		へ 膀胱又は直腸の機能障害の程度が身体障害者福祉法施行	
		規則別表第5号に掲げる身体障害者障害程度等級表の4級	^
		以上に該当し、かつ、ストーマの処置を実施している状態	
		1日につき算定	
特定施設管理	02	1日につき算定	
特定施設管理個室加算	03	同上	
特定施設管理2人部屋加算	04	同上	
重症皮膚潰瘍管理指導	06	1日につき算定	
薬剤管理指導	09	摘要欄に算定日を記載すること。  例 6日、20日 単位を省略することも可。  例 6、20	
 特別薬剤管理指導加算		月4回を限度として算定  1回につき算定	
特別条削官理指導加昇 	10	凹にづき昇正	
医学情報提供(Ⅰ)	11	同上	
医学情報提供(Ⅱ)	12	同上	
理学療法(Ⅰ)	18	1回(20分以上実施を条件とする)につき(1日3回を限度)算定	1
理学療法(Ⅱ)	19	同上	
理学療法リハビリ計画加算	20	月1回を限度(発症の月に限り)として算定	
理学療法日常動作訓練指導加算	22	月1回を限度として算定	
理学療法リハビリ体制強化加算	48	理学療法(I)1回につき算定	
作業療法	25	1回(20分以上実施を条件とする)につき(1日3回を限度)算定	
作業療法リハビリ計画加算	27	月1回を限度(発症の月に限り)として算定	
作業療法日常動作訓練指導加算	29	月1回を限度として算定	
作業療法リハビリ体制強化加算	49	作業療法1回につき算定	,
<u>言語聴覚療法</u> 言語聴覚療法リハビリ体制強化	39 50	1回(20分以上実施を条件とする)につき(1日3回を限度)算定 言語聴覚療法1回につき算定	<u> </u>
加算 理学療法(I)(減算)	42	  利用を開始又は入院した日から起算して4月を超えた期間において、	
		ハビリテーションの合計回数が月10回を超えた場合に、11回目以降	に算定
理学療法(Ⅱ)(減算)	43	同上	
作業療法(減算)	45	同上	
言語聴覚療法(減算)	47	同上	
摂食機能療法 短期集中リハビリ加算	31	1 日につき(月4回を限度)算定   摘要欄に当該施設に入院した日付を記載すること。	
		例 20060501   (入院日が2006年5月1日の場合)	
	52	(人院日が2006年5月1日の場合) 	1 🛭
		性子原仏、  F未原仏、  古山鳴見原仏人は以及版形原仏を1  フに物日  につき算定	, , ,
	32	1日につき算定	
認知症老人入院精神療法	33	1週間につき算定	
集団コミュニケーション療法	54	1回につき算定(1日3回を限度)	
認知症短期集中リハビリ加算	55	1日につき算定(1週に3日を限度)	

## (別表4)

## 特別療養費識別一覧

名称	識別 番号	摘要欄記載事項、算定条件その他	
感染対策指導管理	01	1日につき算定	
褥瘡管理	34	1日につき算定	
初期入所診療管理	05	入所中1回(又は2回)算定	
重度療養管理		摘要欄に利用者の状態(イからリまで)又は入所者の状態(イからで)を記載すること。なお、複数の状態に該当する場合は主たる状を記載すること。 例 ハ 短期入所療養介護の利用者の状態	
		イ 常時頻回の喀痰吸引を実施している状態	1
		口 呼吸障害等により人工呼吸器を使用している状態	<del></del>
		ハ 中心静脈注射を実施している状態	/\
		ニ 人工腎臓を実施しており、かつ、重篤な合併症を有する 状態	=
		ホ 重篤な心機能障害、呼吸障害等により常時モニター測定 を実施している状態	ホ
	35	へ 膀胱または直腸の機能障害の程度が身体障害者福祉法施 行規則別表第5号に掲げる身体障害者障害程度等級表の4 級以上に該当し、かつ、ストーマの処置を実施している状態	^
		ト 経鼻胃管や胃瘻等の経腸栄養が行われている状態	-
		チ 褥瘡に対する治療を実施している状態	チ
		リ 気管切開が行われている状態	IJ
		入所者の状態	記号
		イ 常時頻回の喀痰吸引を実施している状態	1
		│ │ロ │人工腎臓を実施しており、かつ、重篤な合併症を有する │ │ │ 状態	
		ハ 膀胱又は直腸の機能障害の程度が身体障害者福祉法施行規則別表第5号に掲げる身体障害者障害程度等級表の4級以上に該当し、かつ、ストーマの処置を実施している状態	^
		1日につき算定	
特定施設管理	02	 1日につき算定	
特定施設管理個室加算	03	同上	
特定施設管理2人部屋加算	04	同上	
重症皮膚潰瘍管理指導	06	1日につき算定	
· 薬剤管理指導	09	摘要欄に算定日を記載すること。 例 6日、20日 単位を省略することも可。 例 6、20 月4回を限度として算定	
特別薬剤管理指導加算	10	1 回につき算定	
医学情報提供	11	同上	
リハビリテーション指導管理	53	1日につき算定	
言語聴覚療法	39	1回(20分以上実施を条件とする)につき(1日3回を限度)算定	-
言語聴覚療法リハビリ体制強化 加算	50	言語聴覚療法1回につき算定	
言語聴覚療法(減算)	47	利用を開始又は入所した日から起算して4月を超えた期間において、 覚療法が月10回を超えた場合に、11回目以降に算定	、言語聴
摂食機能療法	31	1日につき (月4回を限度) 算定	
精神科作業療法	32	1日につき算定	
認知症老人入所精神療法	33	1週間につき算定	

## 基本摘要欄記載事項

サービス種類	サービス内容 (算定項目)	基本摘要記載事項	備  考
短期(介)(知)()()()()()()()()()()()()()()()()()	Ⅰ院期護(Ⅰ院期護(Ⅰ院期護(Ⅰ医防療ユ型(入療(ユ型(入療(ユ型療短介型(入費Ⅱ型(入費Ⅲ型療)養ニ介予所養Ⅱニ特院期護介予所 )介予所 )特院短介ッ護防 介)ッ護防 介)ッ別(入費護防療 、護防療 、護防療 、別(期護ト医) 護、ト医) 護、ト介予所医)養 医)養 介予入費型療短 費 型譲防療 運防療療知介 療短介 療知介 護 所、Ⅰ院期 Ⅰ院期 Ⅰ医)養	では、	

チ 認知症であって、悪性腫瘍と診断され た者 リ 認知症であって、次に掲げるいずれか の疾病と診断された者 A パーキンソン病関連疾患(進行性核 上性麻痺、大脳皮質基底核変性症、パ -キンソン病) B 多系統萎縮症(線条体黒質変性症、 オリーブ橋小脳萎縮症、シャイ・ドレ ーガー症候群) C 筋萎縮性側索硬化症 D 脊髄小脳変性症 E 広範脊柱管狭窄症 後縱靱帯骨化症 G 黄色靱帯骨化症 H 悪性関節リウマチ ヌ 認知症高齢者の日常生活自立度のラン クⅢb、Ⅳ又はMに該当する者 I型療養床のすべての入所者について、医療 介護医療院 I 型介護医療 サービス 院サービス費 資源を最も投入した傷病名を、医科診療報酬に (I), おける診断群分類(DPC)コードの上6桁を用 I型介護医療 いて基本摘要欄の摘要種類を「01:DPCコード (疾患コード)」とし、内容に記載すること。た 院サービス費 だし、平成30年9月30日までにおいては、適 (I)I 型介護医療 切なコーディングが困難な場合、XXXXXXと記 載すること。 院サービス費 下記イからヌまでに適合する入所者について I型特別介護 は、基本摘要欄の摘要種類を「02:利用者状 医療院サービ 態等コード」とし、内容にその状態を記載する こと。なお、複数の状態に該当する場合は主た ス費、 ユニット型 I る状態のみを記載すること。 型介護医療院 例 1 050050.イ

(傷病名が慢性虚血性心疾患で、下記のイに該 当する場合)

例 2 110280,ハD

(傷病名が慢性腎不全で、下記のハDに該当する場合)

例3 040120

(傷病名が慢性閉塞性肺疾患で、下記のイから ヌまでに該当しない場合)

- イ NYHA分類Ⅲ以上の慢性心不全の状態
- ロ Hugh-Jones分類Ⅳ以上の呼吸困難の 状態又は連続する1週間以上人工呼吸 器を必要としている状態
- ハ 各週2日以上の人工腎臓の実施が必要であり、かつ、次に掲げるいずれかの合併症 を有する状態。

A 常時低血圧(収縮期血圧が90mmHg以

下)

- B 透析アミロイド症で手根管症候群や 運動機能障害を呈するもの
- C出血性消化器病変を有するもの
- D 骨折を伴う二次性副甲状腺機能亢進 症のもの

- 二 Child-Pugh分類C以上の肝機能障害の 状態
- ホ 連続する3日以上、JCS100以上の意 識障害が継続している状態
- へ 単一の凝固因子活性が40%未満の凝固 異常の状態
- ト 現に経口により食事を摂取している者であって、著しい摂食機能障害を有し、造影撮影(医科診療報酬点数表中「造影剤使用撮影」をいう。)又は内視鏡検査(医科診療報酬点数表中「喉頭ファイバースコピー」をいう。)により誤嚥が認められる(喉頭侵入が認められる場合を含む。)状態
- チ 認知症であって、悪性腫瘍と診断 された者
- リ 認知症であって、次に掲げるいずれか の疾病と診断された者
  - A パーキンソン病関連疾患(進行性核 上性麻痺、大脳皮質基底核変性症、パ ーキンソン病)
  - B 多系統萎縮症(線条体黒質変性症、 オリーブ橋小脳萎縮症、シャイ・ドレ ーガー症候群)
  - C 筋萎縮性側索硬化症
  - D 脊髄小脳変性症
  - E 広範脊柱管狭窄症
  - F 後縦靱帯骨化症
  - G 黄色靱帯骨化症
  - H 悪性関節リウマチ
- ヌ 認知症高齢者の日常生活自立度のランクⅢ b、Ⅳ又はMに該当する者

## 特別診療費識別一覧

	識別		
名称 	番号	摘要欄記載事項、算定条件その他	
感染対策指導管理	01	1日につき算定	
褥瘡対策指導管理(I)	34	11日につき算定	
褥瘡対策指導管理(Ⅱ)	56	1月につき算定	
初期入所診療管理	05	入所中1回(又は2回)算定	
重度療養管理		摘要欄に入所者の状態(イからへまで)を記載すること。なお、複数の対態に該当する場合は主たる状態のみを記載すること。   例 ハ	伏
		入所者の状態	П
			-
			4
		口 呼吸障害等により人工呼吸器を使用している状態 ロ ハ 中心静脈栄養を実施しており、かつ、強心薬等の薬剤を	-
		ハー 中心静脈木食を美心しており、かり、風心楽寺の楽削を	
	35	ニ 人工腎臓を実施しており、かつ、重篤な合併症を有する	
		ホ 重篤な心機能障害、呼吸障害等により常時モニター測定 を実施している状態	
		へ 膀胱又は直腸の機能障害の程度が身体障害者福祉法施行 規則別表第5号に掲げる身体障害者障害程度等級表の4級 以上に該当し、かつ、ストーマの処置を実施している状態	
上 特定施設管理	02	1 日につき算定   1 日につき算定	
特定施設管理個室加算	03		
特定施設管理2人部屋加算	04	同上	
重症皮膚潰瘍管理指導	06	1日につき算定	
薬剤管理指導	09	摘要欄に算定日を記載すること。 例 6日、20日 単位を省略することも可。 例 6、20	
英刘告理长道桂起迁田加笛	5.7	月4回を限度として算定	
薬剤管理指導情報活用加算  特別薬剤管理指導加算	57	1 月につき算定   1 回につき算定	
医学情報提供(Ⅰ)	10	同上	
	11		
医学情報提供(Ⅱ) 理学療法(Ⅰ)	12 18	同上  1回(20分以上実施を条件とする)につき(1日3回を限度)算定	
理学療法(Ⅱ)	19	四(20分次工夫派を未住とする)に ファ (   口 3 回を 阪及)昇足   同上	
理学療法リハビリ計画加算	20	月1 回を限度(発症の月に限り)として算定	
理学療法日常動作訓練指導加算	22	月1回を限度として算定	
理学療法リハビリ体制強化加算	48	理学療法(I)1回につき算定	
理学療法(I)情報活用加算1	58	月1回を限度として算定	
<u>理学療法(Ⅰ)情報活用加算2</u> 理学療法(Ⅱ)情報活用加算 <u>1</u>	<u>62</u> 59	<u>月1回を限度として算定</u>  月1回を限度として算定	
理学療法(Ⅱ)情報活用加 <u>昇</u> 理学療法(Ⅱ)情報活用加算2	63	月   回を限度として昇定   月   回を限度として算定	
作業療法	25	1回(20分以上実施を条件とする)につき(1日3回を限度)算定	
作業療法リハビリ計画加算	27	月1回を限度(発症の月に限り)として算定	
作業療法日常動作訓練指導加算	29	月1回を限度として算定	
作業療法リハビリ体制強化加算	49	作業療法1回につき算定	
作業療法情報活用加算 <u>1</u> 作業療法情報活用加算2	60 64	月1回を限度として算定  月1回を限度として算定	
<u>作来像本值報為用加昇之</u> 言語聴覚療法	39	1回で限度として昇圧   1回(20分以上実施を条件とする)につき(1日3回を限度)算定	
言語聴覚療法リハビリ体制強化加算	50	言語聴覚療法1回につき算定	
言語聴覚療法情報活用加算1	61	月1回を限度として算定	
言語聴覚療法情報活用加算2	<u>65</u>	<u>月1回を限度として算定</u> 利用を開始なけるでした日からお答して4日を招きた期間において、個別	100
理学療法(Ⅰ)(減算)	42	利用を開始又は入所した日から起算して4月を超えた期間において、個別ハビリテーションの合計回数が月10回を超えた場合に、11回目以降に算	
理学療法(Ⅱ)(減算) 作業療法(減算)	43 45	同上	
作業療法(減算)  言語聴覚療法(減算)	45	P.エ   同上	
長 摂食機能療法	31	1日につき(月4回を限度)算定	
短期集中リハビリ加算		摘要欄に当該施設に入所した日付を記載すること。 例 20180501	
	52	(入所日が2018年5月1日の場合)	
		理学療法、作業療法、言語聴覚療法又は摂食機能療法を行った場合、1 につき算定	日
精神科作業療法	32	1日につき算定	-
認知症入所精神療法	33	1週間につき算定 1月2日本服金	
集団コミュニケーション療法 図知庁短期集内リハビリ加管	54 55	1回につき算定(1日3回を限度)  1口につき質定(1周に3日を限度)	
認知症短期集中リハビリ加算	ეე	1日につき算定(1週に3日を限度)	

○ 介護保険の給付対象となる福祉用具及び住宅改修の取扱いについて(平成12年1月31日老企第34号)(抄)

新	旧
(別添)	(別添)
第一福祉用具	第一 福祉用具
1 (略)	1 (略)
2 厚生労働大臣が定める特定福祉用具販売に係る特定福祉用具の種目及び	2 厚生労働大臣が定める特定福祉用具販売に係る特定福祉用具の種目及び
厚生労働大臣が定める特定介護予防福祉用具販売に係る特定介護予防福祉	厚生労働大臣が定める特定介護予防福祉用具販売に係る特定介護予防福祉
用具の種目	用具の種目
$(1)\sim(6)$ (略)	(1)~ $(6)$ (略)
<u>(7) スロープ</u>	(新設)
貸与告示第八項に掲げる「スロープ」のうち、主に敷居等の小さい段差	
の解消に使用し、頻繁な持ち運びを要しないものをいい、便宜上設置や撤	
去、持ち運びができる可搬型のものは除く。	(form)
(8) 歩行器	(新設)
貸与告示第九項に掲げる「歩行器」のうち、脚部が全て杖先ゴム等の形	
状となる固定式又は交互式歩行器をいい、車輪・キャスターが付いている	
歩行車は除く。	/ dar = □.\
(9) <u>歩行補助つえ</u>	(新設)
カナディアン・クラッチ、ロフストランド・クラッチ、プラットホーム	
クラッチ及び多点杖に限る。 2 (mg)	つ (順々)
3 (略)	3 (略) (本一 (版)
第二(略)	第二 (略)

○ 介護サービス計画書の様式及び課題分析標準項目の提示について(平成11年11月12日老企第29号)(抄)

新	旧
1 居宅サービス計画書標準様式及び記載要領(別紙1)	1 居宅サービス計画書標準様式及び記載要領(別紙1)
2 施設サービス計画書標準様式及び記載要領(別紙2)	2 施設サービス計画書標準様式及び記載要領(別紙2)
3 介護サービス計画書の様式について (別紙3)	3 介護サービス計画書の様式について(別紙3)
4 課題分析標準項目について(別紙4)	4 課題分析標準項目について(別紙4)
(別紙1)・(別紙2) (略)	(別紙1)・(別紙2) (略)
(別紙3)	(別紙3)
介護サービス計画書の様式について	介護サービス計画書の様式について
I ~Ⅲ (略)	I ~Ⅲ (略)
Ⅳ 「 <u>居宅サ</u> ービス計画書」の記載項目について	Ⅳ 「居宅サービス計画書」の記載項目について
1 第1表: 「居宅サービス計画書(1)」	1 第1表 : 「居宅サービス計画書(1)」
①~⑦ (略)	①~⑦ (略)
⑧「初回・紹介・継続」	⑧「初回・紹介・継続」
[理由]	[理由]
(略)	(略)
[記載要領]	[記載要領]
(略)	(略)
[参考条文]	[参考条文]
・厚生省令第三十八号「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関	・厚生省令第三十八号「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関
する基準」	する基準」
第十五条(利用者に対する居宅サービス計画等の書類の交付)	第十五条(利用者に対する居宅サービス計画等の書類の交付)
・厚生省令第三十九号「指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に	・厚生省令第三十九号「指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に
関する基準」	関する基準」
第八条(入退所)第六項	第八条(入退所)第六項
・厚生省令第四十号「介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運	・厚生省令第四十号「介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運
営に関する基準」	営に関する基準」
第九条(入退所)第五項	第九条(入退所)第五項
(削る)	・厚生省令第四十一号「指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営」
	に関する基準」 第4条(1)関係)第二項
	第九条(入退院)第五項 (在1971)
・厚生労働省令第五号「介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に 関する基準」	(新設)
第十二条(入退所)第六項	

⑨~⑯ (略)	⑨~⑯ (略)
$2 \sim 5$ (略)	$2\sim5$ (略)
V・VI (略)	V·VI (略)
(別紙4) (略)	(別紙4) (略)

○ 指定介護老人福祉施設等に係る会計処理等の取扱いについて(平成12年3月10日老計発第8号)(抄)

新	旧
第1 (略)	第1 (略)
第2 会計処理について	第2 会計処理について
$1\sim5$ (略)	$1 \sim 5$ (略)
6 減価償却について	6 減価償却について
指定介護老人福祉施設等が実施する減価償却費の計算は、次によるもの	指定介護老人福祉施設等が実施する減価償却費の計算は、次によるもの
とする。	とする。
$(1)$ $\sim$ $(3)$ (略)	$(1)$ $\sim$ $(3)$ (略)
(4) 耐用年数	(4) 耐用年数
耐用年数は、原則として減価償却資産耐用年数省令によるものとする。	耐用年数は、原則として減価償却資産耐用年数省令によるものとする。
なお、減価償却資産耐用年数省令においては、指定介護老人福祉施設	なお、減価償却資産耐用年数省令においては、指定介護老人福祉施設
など介護保険関係施設等の細目が用意されていないため、その適用に当	など介護保険関係施設等の細目が用意されていないため、その適用に当
たっては、介護老人保健施設に準じて取り扱うものとする。	たっては、介護老人保健施設又は指定介護療養型医療施設に準じて取り
	扱うものとする。
(5)~ $(7)$ (略)	(5)~ $(7)$ (略)
$7 \sim 9$ (略)	$7 \sim 9$ (略)

通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護及 び特定施設入居者生活介護並びに介護福祉施設サービス、介護保健施設サービ ス及び介護医療院サービス並びに地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、 小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入 居者生活介護及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護並びに介護予防 通所介護、介護予防通所リハビリテーション、介護予防短期入所生活介護、介護 予防短期入所療養介護及び介護予防特定施設入居者生活介護並びに介護予防認 知症対応型通所介護、介護予防小規模多機能型居宅介護及び介護予防認知症対 応型共同生活介護(以下「通所介護等」という。)の提供において利用者、入所 者、入居者又は入所者から受け取ることが認められる日常生活に要する費用の 取扱いについては、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する 基準(平成十一年厚生省令第三十七号。以下「居宅サービス基準」という。)、指 定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準(平成十一年厚生省令 第三十九号。以下「福祉施設基準」という。)、介護老人保健施設の人員、施設及 び設備並びに運営に関する基準(平成十一年厚生省令第四十号。以下「保健施設 基準」という。)、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する 基準(平成十八年厚生労働省令第三十四号。以下「地域密着基準」という。)、指 定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービ ス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成十八年厚 生労働省令第三十五号。以下「介護予防基準」という。)、指定地域密着型介護予 防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービ スに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成十八年厚生 労働省令第三十六号。以下「地域密着介護予防基準」という。)及び介護医療院 の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準(平成三十年厚生労働省令第五 号。以下「医療院基準」という。)並びに「指定居宅サービス等及び指定介護予

防サービス等に関する基準について」(平成十一年九月十七日老企第二五号厚生

省老人保健福祉局企画課長通知)、「指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運

営に関する基準について」(平成十二年三月十七日老企第四三号厚生省老人保健

福祉局企画課長通知)、「介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に

関する基準について」(平成十二年三月十七日老企第四四号厚生省老人保健福祉

局企画課長通知)、「指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基

旧

通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護及 び特定施設入居者生活介護並びに介護福祉施設サービス、介護保健施設サービ ス、介護療養施設サービス及び介護医療院サービス並びに地域密着型通所介護、 認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、 地域密着型特定施設入居者生活介護及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生 活介護並びに介護予防通所介護、介護予防通所リハビリテーション、介護予防 短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護及び介護予防特定施設入居者生 活介護並びに介護予防認知症対応型通所介護、介護予防小規模多機能型居宅介 護及び介護予防認知症対応型共同生活介護(以下「通所介護等」という。)の提 供において利用者、入所者、入居者又は入所者から受け取ることが認められる 日常生活に要する費用の取扱いについては、指定居宅サービス等の事業の人員、 設備及び運営に関する基準(平成十一年厚生省令第三十七号。以下「居宅サービ ス基準」という。)、指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準 (平成十一年厚生省令第三十九号。以下「福祉施設基準」という。)、介護老人保 健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準(平成十一年厚生省令第 四十号。以下「保健施設基準」という。)、指定介護療養型医療施設の人員、設備 及び運営に関する基準(平成十一年厚生省令第四十一号。以下「療養施設基準 という。)、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準 (平成十八年厚生労働省令第三十四号。以下「地域密着基準」という。)、指定介 護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等 に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成十八年厚生労 働省令第三十五号。以下「介護予防基準」という。)、指定地域密着型介護予防サ ービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに 係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成十八年厚生労働 省令第三十六号。以下「地域密着介護予防基準」という。)及び介護医療院の人 員、施設及び設備並びに運営に関する基準(平成三十年厚生労働省令第五号。以 下「医療院基準」という。) 並びに「指定居宅サービス等及び指定介護予防サー ビス等に関する基準について」(平成十一年九月十七日老企第二五号厚生省老人 保健福祉局企画課長通知)、「指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関 する基準について」(平成十二年三月十七日老企第四三号厚生省老人保健福祉局 企画課長通知)、「介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する 準について」(平成十二年三月十七日老企第四五号厚生省老人保健福祉局企画課 | 基準について」(平成十二年三月十七日老企第四四号厚生省老人保健福祉局企画 長通知)、「指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について」(平成十八年三月三十一日老計発第〇三三一〇〇三号・老振発第〇三三一〇〇四号・老老発第〇三三一〇一七号)及び「介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準について」(平成三十年三月二十二日老老発〇三二二第一号厚生労働省老健局老人保健課長通知)をもってお示ししているところであるが、通所介護等の提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者等に負担させることが適当と認められるもの(以下「その他の日常生活費」という。)の取扱いについては別途通知することとされていたところ、今般、その基本的な取扱いについて左記のとおり定めるとともに、その他の日常生活費の対象となる便宜の範囲について、別紙によりサービス種類ごとに参考例をお示しするので、御了知の上、管下市町村、関係団体、関係機関等にその周知徹底を図るとともに、その運用に遺憾のないようにされたい。

記

## 1 • 2 (略)

(別 紙)

各サービス種類ごとの「その他の日常生活費」の具体的な範囲について  $(1)\sim(3)$  (略)

(4) 介護福祉施設サービス、介護保健施設サービス及び介護医療院サービス並びに地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護(福祉施設基準第九条第三項第六号関係及び第四十一条第三項第六号関係、保健施設基準第十一条第三項第六号及び第四十二条第三項第六号関係、医療院基準第十四条第三項第六号及び第四十六条第三項第六号関係並びに地域密着基準第百三十六条第三項第六号及び第百六十一条第三項第六号関係)

①~④ (略)

(5) • (6) (略)

(7) 留意事項

① $\sim$ ③ (略)

④ 介護福祉施設サービス、介護保健施設サービス、介護医療院サービス及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の入所者等並びに短期入所

課長通知)、「指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準について」(平成十二年三月十七日老企第四五号厚生省老人保健福祉局企画課長通知)、「指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について」(平成十八年三月三十一日老計発第〇三三一〇〇三号・老振発第〇三三一〇〇四号・老老発第〇三三一〇一七号)及び「介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準について」(平成三十年三月二十二日老老発〇三二二第一号厚生労働省老健局老人保健課長通知)をもってお示ししているところであるが、通所介護等の提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者等に負担させることが適当と認められるもの(以下「その他の日常生活費」という。)の取扱いについては別途通知することとされていたところ、今般、その基本的な取扱いについて左記のとおり定めるとともに、その他の日常生活費の対象となる便宜の範囲について、別紙によりサービス種類ごとに参考例をお示しするので、御了知の上、管下市町村、関係団体、関係機関等にその周知徹底を図るとともに、その運用に遺憾のないようにされたい。

記

## 1 • 2 (略)

(別 紙)

各サービス種類ごとの「その他の日常生活費」の具体的な範囲について (1)~(3) (略)

(4) 介護福祉施設サービス、介護保健施設サービス、介護療養施設サービス及び介護医療院サービス並びに地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護(福祉施設基準第九条第三項第六号関係及び第四十一条第三項第六号関係、保健施設基準第十一条第三項第六号及び第四十二条第三項第六号関係、医療院基準第十四条第三項第六号及び第四十二条第三項第六号関係並びに地域密着基準第百三十六条第三項第六号及び第百六十一条第三項第六号関係)

①~④ (略)

(5) • (6) (略)

(7) 留意事項

 $1 \sim 3$  (略)

④ 介護福祉施設サービス、介護保健施設サービス、介護療養施設サービス、介護医療院サービス及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

生活介護、短期入所療養介護、介護予防短期入所生活介護及び介護予防短期入所療養介護の利用者のおむつに係る費用については、保険給付の対象とされていることから、おむつ代を始め、おむつカバー代及びこれらに係る洗濯代等おむつに係る費用は一切徴収できないことに留意すること。

⑤ (略)

の入所者等並びに短期入所生活介護、短期入所療養介護、介護予防短期入 所生活介護及び介護予防短期入所療養介護の利用者のおむつに係る費用に ついては、保険給付の対象とされていることから、おむつ代を始め、おむ つカバー代及びこれらに係る洗濯代等おむつに係る費用は一切徴収できな いことに留意すること。

⑤ (略)

○ 介護保険施設等におけるおむつ代に係る利用料の徴収について(平成12年11月16日老振発第25号、老健発第94号)(抄)

旧 1 介護保険施設等におけるおむつ代に係る費用については、「通所介護等に 1 介護保険施設等におけるおむつ代に係る費用については、「通所介護等に おける日常生活に要する費用の取扱いについて」(平成十二年三月三十日老 おける日常生活に要する費用の取扱いについて」(平成十二年三月三十日老 企第五四号) 別紙中(7)④において、「介護福祉施設サービス、介護保健施設サ 企第五四号) 別紙中(7)④において、「介護福祉施設サービス、介護保健施設サ ービス、介護医療院サービス及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介 ービス、介護療養施設サービス及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活 護の入所者等並びに短期入所生活介護、短期入所療養介護、介護予防短期入 介護の入所者等並びに短期入所生活介護、短期入所療養介護、介護予防短期 所生活介護及び介護予防短期入所療養介護の利用者のおむつに係る費用につ 入所生活介護及び介護予防短期入所療養介護の利用者のおむつに係る費用に いては、保険給付の対象とされていることから、おむつ代を始め、おむつカバ ついては、保険給付の対象とされていることから、おむつ代を始め、おむつカ 一代及びこれらに係る洗濯代等おむつに係る費用は一切徴収できないことに バー代及びこれらに係る洗濯代等おむつに係る費用は一切徴収できないこと 留意すること。」としているところであること。 に留意すること。」としているところであること。 2 • 3 (略) 2 • 3 (略)

介護老人保健施設に関する広告については、介護保険法(平成九年法律第百二十三号。以下「法」という。)第九十八条の規定により制限が設けられており、同条第一項第一号、第二号及び第四号に掲げる事項を広告できるほか、同項第三号により厚生労働大臣の定める事項について広告することができることとなっている。

また、広告できる事項として厚生労働大臣の定めるものについて平成十一年 三月厚生省告示第九十七号(厚生労働大臣の定める介護老人保健施設が広告し 得る事項)により、介護老人保健施設に関して、法第九十八条第一項第一号、第 二号及び第四号に掲げるもののほか、次の事項について広告できることとされ ている。

- (1) 施設及び構造設備に関する事項
- (2) 職員の配置員数
- (3) 提供されるサービスの種類及び内容(医療の内容に関するものを除く。)
- (4) 利用料の内容

具体的な取扱いについては、左記のとおりであるので留意されたい。

記

1 • 2 (略)

3 提供されるサービスの種類及び内容

 $(1)\sim(3)$  (略)

(4) 紹介することができる他の指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援 事業者、指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設、<u>介護医療院</u>、病院又 は診療所の名称について広告できること。

(5)・(6) (略)

4·5 (略)

旧

介護老人保健施設に関する広告については、介護保険法(平成九年法律第百二十三号。以下「法」という。)第九十八条の規定により制限が設けられており、同条第一項第一号、第二号及び第四号に掲げる事項を広告できるほか、同項第三号により厚生労働大臣の定める事項について広告することができることとなっている。

また、広告できる事項として厚生労働大臣の定めるものについて平成十一年 三月厚生省告示第九十七号(厚生労働大臣の定める介護老人保健施設が広告し 得る事項)により、介護老人保健施設に関して、法第九十八条第一項第一号、第 二号及び第四号に掲げるもののほか、次の事項について広告できることとされ ている。

- (1) 施設及び構造設備に関する事項
- (2) 職員の配置員数
- (3) 提供されるサービスの種類及び内容(医療の内容に関するものを除く。)
- (4) 利用料の内容

具体的な取扱いについては、左記のとおりであるので留意されたい。

記

1 • 2 (略)

3 提供されるサービスの種類及び内容

 $(1)\sim(3)$  (略)

(4) 紹介することができる他の指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援 事業者、指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設、<u>指定介護療養型医療</u> 施設、病院又は診療所の名称について広告できること。

(5) • (6) (略)

4·5 (略)

指定居宅サービス事業、指定居宅介護支援事業及び介護保険施設における会計の区分については、「指定居宅サービス等の人員、設備及び運営に関する基準」(平成十一年厚生省令第三十七号)第三十八条等の運営基準において会計を区分する旨規定しており、具体的な会計処理の方法等については、「指定居宅サービス等の人員、設備及び運営に関する基準について」(平成十一年九月十七日老企第二五号厚生省老人保健福祉局企画課長通知)の第三の3等において、「別に通知する」としているところであるが、今般、その取扱いについて、次のように定めたので、御了知の上、貴都道府県内の市町村、関係団体、関係機関に周知を図るとともに、指導等に当たっての参考にされたい。

なお、本通知は、地方自治法第二百四十五条の四第一項に規定する技術的な 助言に該当するものである。

1 (略)

2 本通知の前提となるそれぞれの会計基準と会計処理方法について

(1) (略)

(2) 医療系サービス(訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所リハビリテーション、短期入所療養介護、介護老人保健施設、介護医療院、介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防居宅療養管理指導、介護予防通所リハビリテーション、介護予防短期入所療養介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、複合型サービス)については、病院会計準則、介護老人保健施設会計・経理準則及び指定老人訪問看護の会計・指定訪問看護の会計・経理準則等を基本として各事業所ごとの収支状況等に関する内容を明らかにすることとする。

(3) • (4) (略)

3 (略)

別紙2 (内容変更有)

ſΕ

指定居宅サービス事業、指定居宅介護支援事業及び介護保険施設における会計の区分については、「指定居宅サービス等の人員、設備及び運営に関する基準」(平成十一年厚生省令第三十七号)第三十八条等の運営基準において会計を区分する旨規定しており、具体的な会計処理の方法等については、「指定居宅サービス等の人員、設備及び運営に関する基準について」(平成十一年九月十七日老企第二五号厚生省老人保健福祉局企画課長通知)の第三の3等において、「別に通知する」としているところであるが、今般、その取扱いについて、次のように定めたので、御了知の上、貴都道府県内の市町村、関係団体、関係機関に周知を図るとともに、指導等に当たっての参考にされたい。

なお、本通知は、地方自治法第二百四十五条の四第一項に規定する技術的な 助言に該当するものである。

1 (略)

2 本通知の前提となるそれぞれの会計基準と会計処理方法について

(1) (略)

(2) 医療系サービス(訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所リハビリテーション、短期入所療養介護、介護老人保健施設、指定介護療養型医療施設、介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防短期入所療養介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、複合型サービス)については、病院会計準則、介護老人保健施設会計・経理準則及び指定老人訪問看護の会計・指定訪問看護の会計・経理準則等を基本として各事業所ごとの収支状況等に関する内容を明らかにすることとする。

(3) • (4) (略)

3 (略)

別紙2

介護保険法等の一部を改正する法律(平成十七年法律第七十七号。)が平成十七年六月二十九日に公布され、介護保険法等の一部を改正する法律等の施行について(平成十八年三月三十一日老発第〇三三一〇一四号厚生労働省老健局長通知)により改正の趣旨及び内容について通知されたことを踏まえ、今般、「介護サービス情報の公表」制度の具体的な内容について別紙のとおり通知することとしたので、御了知の上、適正な事務処理を図られたい。

なお、本通知は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十五条の四第一項の規定に基づく技術的助言として発出するものである。 別紙

I (略)

## Ⅱ 実施体制の整備

「介護サービス情報の公表」制度は、法に基づく都道府県及び指定都市 (以下「都道府県等」という。)の自治事務であり、都道府県知事及び指定 都市市長(以下「都道府県知事等」という。)は、都道府県等内の本制度の 対象となる事業者(以下「公表対象事業者」という。)が報告する介護サー ビス情報の受理、調査、情報の公表等の事務を適確に行う体制を整備する必 要がある。都道府県等が円滑に制度を運用することを支援するため、国は 「介護サービス情報公表システム」を構築・運用している。

当該事務は、都道府県知事等が自ら行うほか、当該事務の効率的かつ円滑な実施に資するため、都道府県知事等が法第百十五条の三十六第一項の規定に基づく指定調査機関及び法第百十五条の四十二第一項の規定に基づく指定情報公表センター(以下「指定調査機関等」という。)を指定して行うことができることとされている。都道府県知事等が、当該指定調査機関等の指定を行うに当たっては、法令の規定に基づくとともに、次の点に留意して適切に実施されたい。

また、指定調査機関が行う公表対象事業所の調査の実施に当たっては、法第百十五条の三十七の規定に基づく要件を備える者のうちから選任して実施する必要があるので、法令の規定に基づくとともに、次の点に留意して適切に実施されたい。

1 (略)

2 調査員

(1) (略)

旧

介護保険法等の一部を改正する法律(平成十七年法律第七十七号。)が平成十七年六月二十九日に公布され、介護保険法等の一部を改正する法律等の施行について(平成十八年三月三十一日老発第〇三三一〇一四号厚生労働省老健局長通知)により改正の趣旨及び内容について通知されたことを踏まえ、今般、「介護サービス情報の公表」制度の具体的な内容について別紙のとおり通知することとしたので、御了知の上、適正な事務処理を図られたい。

なお、本通知は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十五条の四第一項の規定に基づく技術的助言として発出するものである。 別紙

I (略)

## Ⅱ 実施体制の整備

「介護サービス情報の公表」制度は、法に基づく都道府県及び指定都市 (以下「都道府県等」という。)の自治事務であり、都道府県知事及び指定 都市市長(以下「都道府県知事等」という。)は、都道府県等内の本制度の 対象となる事業者(以下「公表対象事業者」という。)が報告する介護サー ビス情報の受理、調査、情報の公表等の事務を適確に行う体制を整備する必 要がある。都道府県等が円滑に制度を運用することを支援するため、国は 「介護サービス情報公表システム」を構築・運用している。

当該事務は、都道府県知事等が自ら行うほか、当該事務の効率的かつ円滑な実施に資するため、都道府県知事等が法第百十五条の三十六第一項の規定に基づく指定調査機関及び法第百十五条の四十二第一項の規定に基づく指定情報公表センター(以下「指定調査機関等」という。)を指定して行うことができることとされている。都道府県知事等が、当該指定調査機関等の指定を行うに当たっては、法令の規定に基づくとともに、次の点に留意して適切に実施されたい。

また、指定調査機関が行う公表対象事業所の調査の実施に当たっては、法第百十五条の三十七の規定に基づく要件を備える者のうちから選任して実施する必要があるので、法令の規定に基づくとともに、次の点に留意して適切に実施されたい。

1 (略)

2 調査員

(1) (略)

(2) 調査員養成研修課程に関する取扱い

介護サービスの種類ごとに行う調査員養成研修において、調査員養成 研修を修了した介護サービスが属する次の区分の他の介護サービスにつ いては、調査員養成研修のすべての課程を修了したものとみなすことが できる。

さらに、①、⑤、⑦及び⑩の各区分において、それぞれ当該各区分内に掲げるいずれかの介護サービスに係る講義を修了した者については、⑨及び⑩の、①及び③の各区分において、それぞれ当該各区分内に掲げるいずれかの介護サービスに係る講義を修了した者については、定期巡回・随時対応型訪問介護看護の、③及び⑨の各区分において、それぞれ当該各区分内に掲げるいずれかの介護サービスに係る講義を修了した者については、複合型サービスの介護サービスに係る講義を修了したとみなすことができることに留意する。

なお、当該調査員について調査員名簿への登録を行う場合は、当該調査員に対し、調査を行う上で必要な介護サービスの内容等に関する説明会などを実施することが望ましい。

また、法第百十五条の三十五第三項の規定に基づいて都道府県知事等が自ら行う調査を、調査員により実施させる場合の調査員の身分は、都道府県等の職員であり、法第百十五条の三十七第一項の規定に基づいて指定調査機関が行う調査の場合の調査員の身分は、指定調査機関の職員となり、個人が調査事務を行うことは想定していない。 <区分>

①~① (略)

③ 短期入所療養介護 (療養病床を有する病院等) +介護予防短期入所 療養介護 (療養病床を有する病院等)

(3) (略)

- 3 (略)
- Ⅲ 介護サービス情報の公表制度の実施方法等
  - 1 情報の公表を行う介護サービスの種類 情報の公表を行う介護サービスは、省令第百四十条の四十三第一項に規

(2) 調査員養成研修課程に関する取扱い

介護サービスの種類ごとに行う調査員養成研修において、調査員養成 研修を修了した介護サービスが属する次の区分の他の介護サービスにつ いては、調査員養成研修のすべての課程を修了したものとみなすことが できる。

さらに、①、⑤、⑦及び⑩の各区分において、それぞれ当該各区分内に掲げるいずれかの介護サービスに係る講義を修了した者については、⑨及び⑩の、①及び③の各区分において、それぞれ当該各区分内に掲げるいずれかの介護サービスに係る講義を修了した者については、定期巡回・随時対応型訪問介護看護の、③及び⑨の各区分において、それぞれ当該各区分内に掲げるいずれかの介護サービスに係る講義を修了した者については、複合型サービスの介護サービスに係る講義を修了したとみなすことができることに留意する。

なお、当該調査員について調査員名簿への登録を行う場合は、当該調査員に対し、調査を行う上で必要な介護サービスの内容等に関する説明会などを実施することが望ましい。

また、法第百十五条の三十五第三項の規定に基づいて都道府県知事等が自ら行う調査を、調査員により実施させる場合の調査員の身分は、都道府県等の職員であり、法第百十五条の三十七第一項の規定に基づいて指定調査機関が行う調査の場合の調査員の身分は、指定調査機関の職員となり、個人が調査事務を行うことは想定していない。 <区分>

①~① (略)

- ③ 介護療養型医療施設 (健康保険法等の一部を改正する法律 (平成十 八年法律第八十三号) 附則第百三十条の二第一項の規定によりなおそ の効力を有するものとされた同法第二十六条の規定による改正前の法 第四十八条第一項第三号の指定を受けている介護療養型医療施設をい う。以下同じ。) +短期入所療養介護 (療養病床を有する病院等) +介 護予防短期入所療養介護 (療養病床を有する病院等)
- (3) (略)
- 3 (略)
- Ⅲ 介護サービス情報の公表制度の実施方法等
  - 1 情報の公表を行う介護サービスの種類 情報の公表を行う介護サービスは、省令第百四十条の四十三第一項に規

定されるサービスである。また、省令第百四十条の四十三第二項に規定されるとおり、一部のサービスについては、法第百十五条の三十五第一項の厚生労働省令で定めるサービスとしない。

また、二つ以上のサービスを一体的に運営している場合には、同一事業者による運営であることに鑑み、サービスの内容等の多くが共通しているサービスの報告については、一体的に報告することができるものとする。この場合のサービス内容等の多くが共通しているサービスの区分については、次に例を示すが、各都道府県等の実情に応じ適宜定められたい。

さらに、一体的サービス区分を定めた場合には、例えば、情報の公表の対象となっている各指定居宅サービス、指定居宅介護支援、介護福祉施設サービス<u>又は</u>介護保健施設サービスや、小規模多機能型居宅介護又は認知症対応型共同生活介護を「主たるサービス」として定めるなど、事務の効率化を図ることができるものとする。

<一体的な報告・調査を行うサービス区分例(報告様式)> ①~⑯ (略)

① 短期入所療養介護 (療養病床を有する病院等) (予防を含む)

2~10 (略)

IV∼VII (略)

定されるサービスである。また、省令第百四十条の四十三第二項に規定されるとおり、一部のサービスについては、法第百十五条の三十五第一項の厚生労働省令で定めるサービスとしない。

なお、介護療養型医療施設については、健康保険法等の一部を改正する 法律(平成十八年法律第八十三号)附則第百三十条の二第一項の規定によ り、旧介護保険法の規定に基づく省令の規定についても、その効力を有す るものであることから、情報の公表を行う介護サービスとなることに留意 すること。

また、二つ以上のサービスを一体的に運営している場合には、同一事業者による運営であることに鑑み、サービスの内容等の多くが共通しているサービスの報告については、一体的に報告することができるものとする。この場合のサービス内容等の多くが共通しているサービスの区分については、次に例を示すが、各都道府県等の実情に応じ適宜定められたい。

さらに、一体的サービス区分を定めた場合には、例えば、情報の公表の対象となっている各指定居宅サービス、指定居宅介護支援、介護福祉施設サービス、介護保健施設サービス<u>又は介護療養施設サービス</u>や、小規模多機能型居宅介護又は認知症対応型共同生活介護を「主たるサービス」として定めるなど、事務の効率化を図ることができるものとする。

<一体的な報告・調査を行うサービス区分例(報告様式)>

①~⑥ (略)

<u>⑪介護療養型医療施設+</u>短期入所療養介護 (療養病床を有する病院等)

(予防を含む)

 $2 \sim 10$  (略)

IV∼VII (略)

介護サービス事業区分損益計算書 自

年 月 日 年 月 日

(単位:円) 保 健 事 合計 医療保健 短期入所療養介護 〇〇介護 計 通所リハビリテーション 【医業損益計算】 | 医業収益 1入院診療収益 2 室料差額収益 3 外来診療収益 4 その他の医業収益 5 保険査定減 医業収益合計 1 給与費 常勤職員給与 医師給 看護職員給 医療技術員給 事務員給技能労務員給 支援相談員給 非常勤職員給与 退職給与引当金繰入 法定福利費 2 材料費 2 材料質 医薬品費 給食用材料費 診療材料費 医療消耗器具備品費 3 経費 福利厚生費 旅費交通費 職員被服費 通信費 消耗品費 車両費 会議費 光熱水費 修繕費 賃借料 保険料交際費 諸会費 租税公課 徴収不能損失 雑費 4 委託費 委託費 研究材料費 謝金 図書費 旅費交通費 研修雑費 6 減価償却費 建物減価償却費 建物附属設備減価 償却費 医療用器械備品減価 車両船舶減価負収取 その他の器械備品 減価償却費 表に その他の有形固定資 産減価償却費 無形固定資産 減価償却費 7 本部費 8 役員報酬 医業費用合計 医業利益 【経常損益計算】 III 医業外収益 受取利息配当金 有価証券売却益 患者外給食収益 その他の医業外収益 を 医業外収益合計 IV 医業外費用 支払利息 有価証券売却損 患者外給食用材料費 診療費減免 貸倒損失 雑損失 医業外費用合計 経常利益 【純損益計算】 V 特別利益 固定資産売却損 補助金・負担金 その他の特別損失 特別利益合計 VI 特別損失 固定資産売却損 その他の特別損失合計特別損失合計

特別側大台計 税引的当期終利益 (注1) 短期入所療養介護の収入については、入院診療収益に表示し、居宅介護サービスについてその他の医業収益に表示する。 (注2) 介護保険事業ごとの総収益と総費用の差額は、「純損益計算」の欄に記入して下さい。なお、総費用が総収益を超えた場合は、その金額の頭に▲を付して下さい。

介護医療院に関する広告については、介護保険法(平成九年法律第百二十三 号。以下「法」という。)第百十二条の規定により制限が設けられており、同条 第一項第一号、第二号及び第四号に掲げる事項を広告できるほか、同項第三号 により厚生労働大臣の定める事項について広告することができることとなって いる。

厚生労働大臣の定める事項については、平成三十年厚生労働省告示第百八十 五号(厚生労働大臣の定める介護医療院が広告し得る事項)により、介護医療院 | 五号(厚生労働大臣の定める介護医療院が広告し得る事項)により、介護医療院 に関して、法第百十二条第一項第一号、第二号及び第四号に掲げるもののほか、 次の事項について広告できることとされている。

- (1) 施設及び構造設備に関する事項
- (2) 職員の配置員数
- (3) 提供されるサービスの種類及び内容(医療の内容に関するものを除く。)
- (4) 利用料の内容

具体的な取扱いについては、左記のとおりであるので留意されたい。

1 • 2 (略)

- 3 提供されるサービスの種類及び内容(医療の内容に関するものを除く。)  $(1)\sim(3)$  (略)
- (4) 紹介することができる他の指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援 事業者、指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設、病院又は診療所等の名 称について広告できること。

(5)・(6) (略)

4·5 (略)

 $\Box$ 

介護医療院に関する広告については、介護保険法(平成九年法律第百二十三 号。以下「法」という。)第百十二条の規定により制限が設けられており、同条 第一項第一号、第二号及び第四号に掲げる事項を広告できるほか、同項第三号 により厚生労働大臣の定める事項について広告することができることとなって いる。

厚生労働大臣の定める事項については、平成三十年厚生労働省告示第百八十 に関して、法第百十二条第一項第一号、第二号及び第四号に掲げるもののほか、 次の事項について広告できることとされている。

- (1) 施設及び構造設備に関する事項
- (2) 職員の配置員数
- (3) 提供されるサービスの種類及び内容(医療の内容に関するものを除く。)
- (4) 利用料の内容

具体的な取扱いについては、左記のとおりであるので留意されたい。

1 • 2 (略)

- 3 提供されるサービスの種類及び内容(医療の内容に関するものを除く。)  $(1)\sim(3)$  (略)
- (4) 紹介することができる他の指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援 事業者、指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設、指定介護療養型医療 施設、病院又は診療所等の名称について広告できること。

(5)・(6) (略)

4·5 (略)

○ 介護保険施設等における事故の報告様式等について(令和3年3月19日老高発0319第1号、老認発0319第1号、老老発0319第1号) (抄)

新

介護保険施設については、指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準(平成十一年厚生省令第三十九号)、介護老人保健施設の人員、設備及び運営に関する基準(平成十一年厚生省令第四十号)、介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準(平成三十年厚生労働省令第五号)、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成十八年厚生労働省令第三十四号)に基づき、サービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、入所者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずることとされている。

今般、「令和三年度介護報酬改定に関する審議報告」(令和二年十二月二十三日社会保障審議会介護給付費分科会)において、「市町村によって事故報告の基準が様々であることを踏まえ、将来的な事故報告の標準化による情報蓄積と有効活用等の検討に資する観点から、国において報告様式を作成し周知する」とされたことも踏まえ、介護保険施設等における事故報告の様式を別紙のとおり示すので、同様式の活用及び管内市町村や管内事業所への周知をお願いする。

記

 $1 \sim 5$  (略)

旧

介護保険施設については、指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準(平成十一年厚生省令第三十九号)、介護老人保健施設の人員、設備及び運営に関する基準(平成十一年厚生省令第四十号)、健康保険法等の一部を改正する法律附則第百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準(平成十一年厚生省令第四十一号)、介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準(平成三十年厚生労働省令第五号)、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成十八年厚生労働省令第三十四号)に基づき、サービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、入所者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずることとされている。

今般、「令和三年度介護報酬改定に関する審議報告」(令和二年十二月二十三日社会保障審議会介護給付費分科会)において、「市町村によって事故報告の基準が様々であることを踏まえ、将来的な事故報告の標準化による情報蓄積と有効活用等の検討に資する観点から、国において報告様式を作成し周知する」とされたことも踏まえ、介護保険施設等における事故報告の様式を別紙のとおり示すので、同様式の活用及び管内市町村や管内事業所への周知をお願いする。

記

 $1 \sim 5$  (略)